---20 世紀の回顧と 21 世紀の展望---

山 重 慎 二

# 第1節 はじめに

新しい世紀を迎え、わが国の税制の課題について考えるために、本稿では税制と社会経済構造の関連に注意を払いながら 20 世紀を振り返り、21 世紀への展望を試みてみたい、社会経済構造という視点から言えば、20 世紀という世紀は、日本の長い歴史の中でも最も大きな変化の起こった世紀の一つである。図1は、1885年以降の実質 GNP の推移を見たものであるが、経済的豊さに関して 20 世紀に起こった変化は際立っている。

中でも、第2次世界大戦以前(以下、『戦前』と言う)と比較した時、第2次世界大戦以後(以下、『戦後』と言う)に起こった日本の社会経済構造の変化には目覚ましいものがある。しかし、第2次世界大戦が20世紀における日本の一つの断層であることは確かだとしても、ある国の社会経済構造というものは、ある時期に一変するというものではなく、その深層では連続性が保たれているものである。その意味で、やはり、地殻変動以前、すなわち、戦前についても見ておくことは有意義である。とは言え、わが国の税制のこれからの課題を考える上では、やはり戦後が重要であり、

図1: 実質 GNP の長期統計

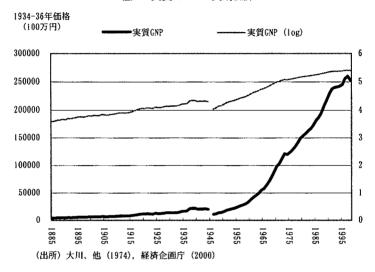
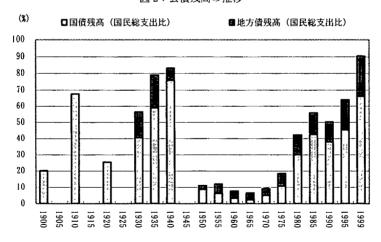


図2:公債残高の推移



(出所) 林・今井・金澤 編 (2001), 内閣府経済社会総合研究所編 (2001), 総務省編 (2001), 参議院予算委員会調査資料室編 (2001)

本稿においてもこの時期に関する分析が中心となってくる.

税制に関して20世紀に起こった変化を簡単に整理することは難しいが、本稿の基本的な認識は次のようにまとめられるだろう。戦後の経済成長のプロセスの中で、日本の税制は経済構造の近代化に大きな影響を与えてきたが、その一方で、それは日本の伝統的な社会構造に深く根ざしたものであった。しかし、経済成長に伴う個人の所得の増大は、敗戦という出来事以上に日本の社会構造の変化を引き起こす要因となった。特に、第1次石油ショックの年であり、かつ福祉元年でもある1973年が、戦後日本の社会構造の大きな転換点となる。税制は新しい社会経済構造への対応を迫られ、公債発行に依存した財政運営が1980年代後半まで続いた。しかしそのような安易な財政運営に基づく見せかけの好況は、日本の社会経済構造を弱体化させ、バブルの崩壊とともに始まる90年代、日本経済はもはや公債発行という投薬によっても立ち直れないほどの弱さを露呈した。

図2は、20世紀の最後の四半世紀における財政運営の下で、未曾有の公債累積が起こったことを示している。さらに、このような高い公債残高に加えて、特別会計で発生しているかなりの額の債務や現行の年金制度の下で潜在的に存在している債務を考慮するならば、21世紀の日本の財政が背負っていかなければならない負債は極めて重い。

このような重荷を背負いながら財政運営を行っていく際に重要なことは、社会経済の変化の波に飲まれて、その場凌ぎの税制改革を行うことではなく、(社会経済の変化をもたらしている力を正しく認識しながら)21世紀における望ましい社会経済構造の在り方に思いを馳せ、そのような社会経済構造を創っていくための改革を先手で行っていくことである。そのような作業は決して易しいものではないが、英知を尽くしてやっていかなければならない。本稿の後半もそのような試みに捧げられている。

本稿の研究対象は税制であるが、その望ましい在り方を考えるために、

交付税交付金制度や社会保険制度といった財政制度も、広い意味での税制として取り上げ分析していく、また、一口に社会経済構造と言っても多岐多様にわたるが、本稿では、経済構造としては、(E1)生産構造、(E2)地域構造、(E3)所得分配構造、の3つを、社会構造としては、(S1)人口・世帯構造、(S2)相互扶助の構造、(S3)男女の役割分担の構造、の3つを取り上げる。これらの構造と(広義の)税制の関係を明らかにしていくことによって、21世紀の日本における望ましい税制の在り方を考えていくというのが本稿の基本姿勢である。

本論文の構成は以下の通り.まず,第2節では,20世紀の日本における経済構造と社会構造の変遷について,税制との相互依存関係に注意を払いながら振り返ってみる.その分析を踏まえて第3節では,21世紀において望ましい社会経済構造を創っていくために必要となる税制改革の方向性について議論する.第4節は,まとめである.

# 第2節 20世紀の回顧: 社会経済構造の変遷と税制

税制は企業や人々の行動に影響を与える大きな力を持つ.従って,それは経済構造のみならず,社会構造に対しても影響を与える.その一方で,現実の税制は,社会経済の様々なパラメーターに依存するので,一般に,税制と社会経済構造の間には図3のような相互依存関係が生じる.従って,何らかの理由によって税制を変更する場合には,それが持つと考えられる直接効果のみならず,他の社会経済構造に与える派生効果や,影響を与えた社会経済構造からのフィードバック効果まで考慮して変更を行う必要がある.

例えば、経済構造が低成長構造へと変化した時に発生する財政赤字問題 に対処するために、法人税などの引き上げが行われるとするならば、それ

図3:税制と社会経済構造の相互依存関係

は今度は企業の設備投資などを抑制するという影響によって、経済構造がさらに低成長化するというフィードバック効果を生み、財政赤字問題が深刻化するという可能性がある。あるいは、家族による相互扶助機能の低下という社会構造の変化に対処するために、社会保障制度の拡充が行われるならば、それは今度は家族による相互扶助の必要性を低下させ、少子化問題などを引き起すというフィードバック効果を生み、さらなる社会保障制度の拡充が必要となる一方、年金などの財政基盤が弱体化するという問題が生じる可能性がある。このような税制と社会経済構造の間の相互依存関係を十分認識して、法人税の引き上げを行うべきか、あるいは、社会保障制度の拡充を行うべきかという問題を考える必要があるということである。以下では、このような社会経済構造と税制の相互依存関係に注意を払いながら、20世紀を振り返り、21世紀における望ましい税制の在り方を考

# 2.1 生産構造

えるための基礎としたい。

まず、国民総生産の動きについては図1が最もよく物語っていると思われるが、その特徴は、20世紀前半の確実な成長、第2次世界大戦による大幅な落ち込み、戦後の急速な回復(高度成長)、1974年以降の成長率の低下、そして1990年代の停滞、としてまとめることができるだろう。この中でも特に際立っているのは、やはり1950年代、60年代の実質国民総生産の急激な伸びである。その成長率は西欧諸国の緩やかな成長と比較してみるならば目を見張るものがあるが、実は、近年の『アジアの奇跡』と呼ばれた東南アジアのいくつかの国のそれと比べると、それ程急激なもの

であるとは言えないことがわかる(図 4). これは、戦後日本の成長が、 外国の資本や技術に依存せずに、自国の資本と技術によって、すなわち自 力で成長を遂げようとしてきた結果であると考えられる.

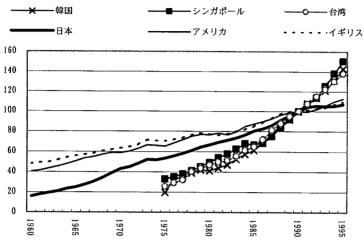
このことは、日本において、世界で西洋諸国の企業と肩を並べて競争することができる企業が経済成長のプロセスの中で育っていったのに対して、いわゆる NIEs 諸国においては、これまでのところ、そのような企業があまり育っていないことにも現れていると言えるだろう。このように、自国の資本と技術によって自力で成長を遂げるという成長のパターンが望ましいものであるかどうかについては、ここでは議論しないが、日本経済の特徴のひとつであり、日本経済の構造を考える上でも重要となる要因の一つである。

このような高度成長と税制の関係については、定量的な確証を得ることは困難であるが、高度成長期に貯蓄・投資・輸出を促進するために採られた租税特別措置などが、やはり効果を持ったのではないかと考えられる。情報の不完備性や不確実性のために経済主体が望ましい行動を取ることができないという問題は、『市場の失敗』の一つと考えられており、特に開発途上の経済においては、極めて深刻な問題となりうる。このような問題に対して、政府という確実性の高い主体が、人々の信頼を得て、効果的な政策を実施することができるならば、資源の有効利用を通じた高い成長が可能となる。租税特別措置あるいは財政投融資制度による長期資金の配分といった供給サイドからの経済政策は、このようなメカニズムを通じて、開発途上にあった日本の経済成長に貢献したと考えられるのである。

図5は租税特別措置による減収分の所得税税収に占める割合を見たものであるが、特に高度成長を遂げた1960年代にかなりの大きさの優遇措置が貯蓄・投資・輸出に対して行われたことがわかる。

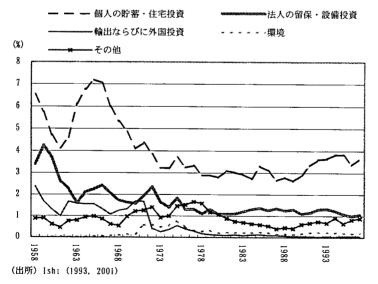
しかしながら、戦後の成長パターンは1974年以降、大きな変化を示す

図4:西欧諸国の成長と新興国の成長



(出所) OECD (1999), Asian Development Bank (1996)

図 5:租税特別措置による減収分の所得税税収に占める割合



ことになる。成長率の鈍化がみられたのである。言うまでもなく、その大きな原因の一つは、石油価格の高騰という経済構造の変化にあると考えられるが、そのような経済構造の変化への政策的対応が、その後の日本経済に与えた影響は少なくない。図6の失業率の推移などが示すように、実は石油ショックからの日本の回復は、他の先進国と比べると極めて早かった。

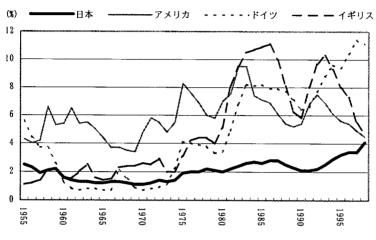
その理由として日本企業の対応の早さなどが指摘されるが、財政面からの変化として、大量の国債発行による減税や公共事業の拡大という処方が行われたことも大きかったであろう。図7に見られる公債発行の動きを他の国々と比較してみるならば、日本では、貨幣供給の増加を抑制する一方で、実質の需要を拡大することで、インフレを抑制しながら、実質所得の低下を防ぐというポリシーミックスがうまく機能したと考えられる。

問題は、このような借金による総支出拡大という政策的対応が、基本的には 1987 年まで継続したことである。日本は、石油ショック後も他の先進諸国と比較して "Japan as Number One" (Vogel (1979)) と呼ばれるほどの良いパフォーマンスを見せたが、今振り返ってみると、実はこの時期の経済的高揚は基本的には公債発行という投薬によるもので、むしろこの時期に日本の経済体質は弱体化していったのではないかと思われる。

1985年のプラザ合意以降,貨幣供給量は拡大する一方,財政再建の要請から実物面での抑制が行われるようになると、日本は脆さを露呈し、1980年代終わりからのバブルの発生と崩壊、そして1990年代の停滞が起こる。1990年代には、図7に見られるような大量の公債発行という投薬もほとんど効果を持たないほど弱体化していたように思われる。

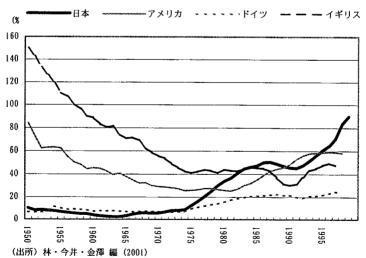
さらに、そのような弱体化をもたらした一因は、1970 年代から 80 年代にかけての税制改正にもあったと考えられる。図 8 に見られるように、1974 年以降、公債発行を少しでも抑制するという意図の下で、法人税率が徐々に引き上げられていったのである。

図6:失業率の推移(国際比較)



(出所) 林・今井・金澤 編 (2001)

図7:公債残高の推移(国際比較)



さて、日本の産業構造に目を向けるならば、今世紀の変化は、いわゆる第1次産業から第3次産業への転換として特徴付けられることがわかる。多くの国において、経済成長のプロセスの中で、労働集約的な産業である第1次産業から、資本集約的な産業である第2次産業へ移行し、最終的には頭脳集約的とも呼ぶことができる第3次産業へ移行するというパターンが見られるが、日本もまさにそのような経路を辿ってきたことがわかる(図9).

経済のサービス化と呼ばれるこの現象は、労働市場や地域経済構造に大きな影響を与えてきたと考えられるが、政策的には、産業構造転換の中で発生する『衰退産業』をどのように『衰退』させて新しい産業へと転換させていくかという課題があったことを示唆する.

日本では、一般に、衰退産業に関しては、漸次主義(gradualism)を採り、急激な変革による構造転換を行ってこなかったと言えるだろう。例えば、その相対的規模が縮小していくというという意味での衰退産業であった農業に対しては、様々な保護的立法措置や補助金政策が長期間にわたって行われてきたばかりでなく、税制面においても、農地相続に対する優遇や農地に対する優遇的な固定資産税などの形で、様々な支援が行われてきた(本間(1995)などを参照のこと)。

一方,新しい産業への転換に関しては、様々な租税特別措置が行われてきた。例えば、1970年に新設された電算機特別償却の制度や1979年に導入された産業転換投資促進税制などは、税制面から新しい産業構造への転換を促進するという政策であった。その効果については研究の余地があるが、新しい産業への転換に関する税制面からの支援策については、時代を先取りするように行われてきた形跡があり、経済の効率性を高める上で役立ったのではないだろうか。

産業構造の変化という観点からは、『民営化』の現象も注目に値する.

図8:法人税税率の推移

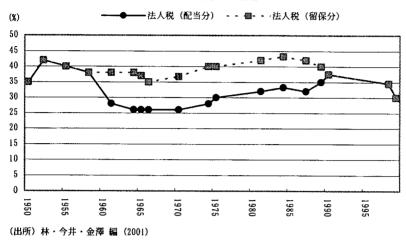
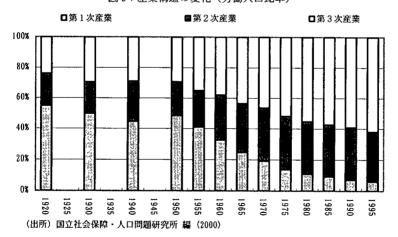


図9:産業構造の変化(労働人口比率)



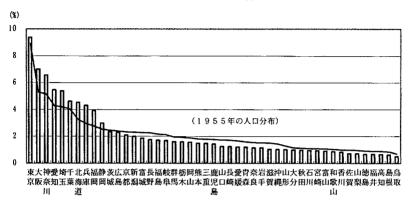
現時点で振り返ってみるならば、『国営企業』の設立は、産業構造の転換をはかるための一種の公共投資として行われたと考えられる。経済が未成熟な時には、必要な固定費用を賄うだけの需要が十分存在しないために、一般に民間企業では産業を起こすことができない(いわゆる『費用逓減産業における市場の失敗の問題』)。従って、それが経済の成長や構造転換に必要である場合には、政府が産業を起こすことが望ましい場合がある。例えば、様々な交通インフラ(空港、港湾、鉄道)、通信インフラ(電話)などが代表的な産業であるが、日本においてもこれらは国営企業または政府の事業として展開された産業である。

しかしながら、経済が成熟し需要が十分大きくなると、民間企業で十分 採算が合うようになり、その産業における政府の役割は終わるため、国営 企業が民営化されるという産業構造の転換が起こる。言うまでもなく、こ れは意図された望ましい成長のパターンの一つであると考えられる。1980 年代に日本においてもいくつかの国営企業が民営化されたが、その現象は、 このような成長パターンに則したものであると言えるだろう。ただし、国 鉄のように一種の衰退産業としての国営企業に対して、補助金投入が長い 間にわたって行われたために、財政的には巨額の負債を残すことになって しまったケースもある。その負債の返済に関しては、21世紀の税制が対 応していかなければならない問題の一つとなっている。

# 2.2 地域構造

地域構造に関して 20 世紀の日本の経済成長がもたらしたものは、地域格差であった。まず、この点を人口分布について見てみる。図 10 は、1955 年と 1995 年の人口分布(総人口比)を見たものであるが、わずか 40 年の間に、人口の少ない地域(図の右側部分)の人口が人口の多い地域(図の左側部分)へと押し出された様子が見て取れ、都市部への人口移動

図 10:1995 年の人口分布



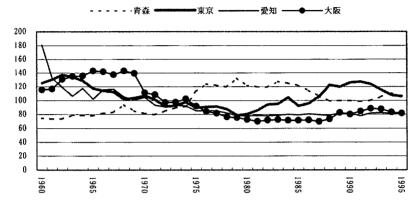
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所編 (2000)

が発生したことがわかる.

このような人口の流れは、経済成長のプロセスで起こりやすいことであるが、日本の場合には、このような人口の都市部への集中は意図的に行われた形跡がある。すなわち、戦略として、まず3大都市圏などを核とした地域に対する産業基盤整備が重点的に行われ、行政府のみならず、いわゆる有名大学や大企業の本社なども、この地域に集中し、地方からこの地域への若年層の流入を起こすごとによって、すなわち日本の最も優れた物的資源と人的資源を集中させることによって、爆発的な成長を遂げるという政策を採ってきたように思われる。図11は、1960年以降の都道府県別1人当たり行政投資の推移を、全国平均を100とした時の指標で見たものである。

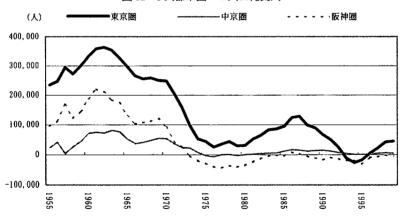
この図は、まず第1に、1970年代始め頃までは、東京、大阪、愛知を中心とする3大都市圏に対して、相対的に大きな1人当たり行政投資が行われたことを示している。限られた資源の中で、短期的に成長を遂げて行

# 図11:1人当たり行政投資の推移



(出所) 自治大臣官房地域政策室編(1972, 1998), 総務庁統計局(1997)

図 12:3 大都市圏への人口純流入



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 編 (2000)

くためには、このような政策が極めて有効であったに違いない。しかし、その弊害もあった。都市部における過密化と地方における過疎化という現象である。図 12 は、1970 年代始め頃までは、人口もまた 3 大都市圏に流入してきていることを示している。

数次にわたる全国総合計画(全総)は、このような問題を認識し、特に 1970 年代以降、均整ある国土の姿を目指して、地方の開発を進める計画 を立て実行してきた。このことは、上記の図 12 において、(地方の代表例 としての)青森県の 1 人当たりの行政投資が、特に 1970 年代以降増加し、全国平均を上回るようになってきているパターンの変化の中に見てとることができる.

しかし石油ショック以降の財政難の下で、政治的には批判を受けやすい人口の減少地域での国土開発計画の多くは頓挫し、例えば整備新幹線などは計画から20年以上たった今も完成していないという状況にある。長期的視点からは望ましい国土開発計画が、突然の石油ショックによって実施されずに絶好のタイミングを逸してしまったということは、おそらく日本にとっては不幸な出来事であった。

その一方で、1980年代初めから東京では、それまでは減少を続けていた1人当たり行政投資額は一転して増加し始める。これに伴うように、1980年代には再び東京への人口流入が始まる。このような動きは、愛知、大阪を中心とする中京圏、阪神圏では起こっておらず、東京への一極集中と呼ばれる新しい現象が起こっていることを示している。バブルの崩壊以降、東京圏への人口流入のスピードは落ち、一時は人口流出も起こったが、1996年以降再び流入に転じ、21世紀を迎えている。

このように「1人当たり行政投資額」と「人口移動」の間に見られる相関は、必ずしも因果関係を示している訳ではないが、20世紀の最後の20年に見られる東京への1人当たり行政投資額の増加および人口流入は、東

表 1: 地方交付税の伸び

		実数[人口(万人), 交付税(千円)]					変化率(%)				
		1962	1968	1975	1982	1989	62-68	68-75	75-82	82-89	
都市	人口	4302	4884	6184	7381	7661	13.5	26.6	19.4	3.8	
	1 人当り交付税	1.1	2.8	11.0	19.4	21.5	153.0	293.1	77.0	10.6	
町村	人口	3371	3004	2751	2830	2824	-10.9	-8.4	2.9	-0.2	
	1 人当り交付税	2.8	8.1	37.5	75.5	117.8	192.5	365.7	101.1	56.0	

(出所) 古川(1995)

京を中心とする経済発展への政策的指向を示しているように思われる。 しかし 1980 年代から 90 年代にかけて日本で起こった様々な問題を考慮した時、このような政策指向が効率性および公平性の視点から正当化されるのかどうかについては、疑問の余地があるように思われる。

税制の面からは、このような地域間の所得格差に基づく財政格差を是正するための制度として、地方交付税交付金制度が存在している。高度成長期においては、この制度は人的資源を集中させることで発展した都市部における果実を、それらを送りだした地方へと還元するという役割を果たし、うまく機能していたように思われる。しかし、その結果として、地方における過疎化を促してしまうことになった可能性がある。表1は、古川(1995)によるデータを用いて、都市と町村に対する交付税の伸び率を計算したものである。

この表によれば、調査対象となった時期に、町村の人口の伸びはマイナスまたは極めて低いにもかかわらず、1人当りの普通交付税は、都市のそれよりも高い伸びを示している。すなわち、人口が減少しても、残された住民1人当りの普通交付税が相対的に多く増加するのであれば、自治体としては人口減少の痛みは小さくてすむため、人口流出を真剣に食い止めるといった努力を怠ってしまう可能性がある。

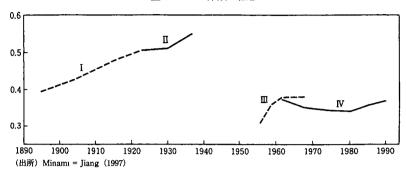
すでに示唆したように、このような制度は、高度成長期には効率性と公平性の両面から優れた制度であったと考えられる。しかし、そのような(近視眼的な)政策が残した爪痕は、高い高齢化率に悩まされる過疎地域や通勤問題等に悩まされる大都市などに見られる。言うまでもなく、このような問題は、現代日本における家族の在り方や地域共同体の構造に大きな影響を与えている。21世紀における望ましい地域構造を形造っていくためには、地方における社会資本の整備だけではなく、地方交付税制度などの見直しといった税制面からの改革も必要であると考えられる。

# 2.3 所得分配構造

税制と密接な関係のある経済構造として、最後に、所得分配の構造の変遷をジニ係数という不平等度の指標で見てみたい、ジニ係数とは、所得が完全に均等配分されている場合にゼロという値を取り、所得分布の完全均等配分からの乖離が大きくなるほど1に近くなるという指標である。経済学的には、結果の平等を意味する『所得の完全均等配分』が望ましいとは言い難いので、ジニ係数が小さければ小さいほど望ましい、あるいは、ジニ係数が大きくなることは望ましくない、といったことは一概には言えない。

しかしながら、それは、社会における所得の散らばり具合を示す指標の一つであり、社会の状態に関するメッセージを伝える一つの重要なシグナルである。特に、ジニ係数が大きくなる傾向がある、あるいは、他の国と比べてジニ係数が高いといった現象は、社会における不確実性を前提とすれば、不遇な立場に陥る可能性が高い人々が相対的に多くなっていることを示唆しており、政策的には注目すべき重要な指標の一つである。以下では、慣例に従って、ジニ係数が小さくなることを『平等化』、ジニ係数が大きくなることを『不平等化』と言うが、そのような表現自身にとらわれ





るのではなく、それが意味する社会状態について考える方が政策的には重要であるということに注意を促しておきたい。

さて、日本の所得分配構造変遷をジニ係数で見てみたのが図 13 である。 戦前には一貫して不平等化傾向を示したが、終戦直後は様々な改革によって一気に平等化し、その後、1955 年頃から 1960 年頃までは不平等化が進んだが、1960 年代および 1970 年代には、再び平等化が進んだ。しかしながら、また 1980 年以降、不平等化が進んできていることがわかる。

終戦直後の日本における平等化の要因について、谷沢・南(1993)は、(1)戦争被害・超インフレ、(2)財閥解体、(3)財産税・富裕税、の3つを指摘している。これらのうち、本稿の興味の対象となるのは、1946-51年度の6年間実施された財産税およびシャウプ勧告に基づき1950-52年度の3年間実施された富裕税による再分配である。まず、財産税は、臨時財産調査令に基づき金融・証券業界の全面的協力のもとで実施された個人資産税で、免税点が低く、最高税率が90%と極めて高く、かなりの資産の再分配(およびその結果としての所得再分配)が行われる要因になったと考えられている。一方、富裕税もまた財産税同様、純資産に対する個人資産税であったが、免税点が高く、最高税率も3%と低く、再分配効果は財

産税と比べると小さかったと考えられる.

税制による再分配効果を見るために、Ishi(1993, 2001)による所得の再分配係数(所得分配のジニ係数が課税前と課税後で何パーセント変化したかを計測したもの)の研究を見てみる。図 14 から明らかなように、戦後の再分配係数は初めかなり大きかった。しかし、1952 年以降、急速に低下し、1957 年以降は低い水準で変動していることがわかる。この時期は、佐藤・宮島(1990)が『シャウプ税制の崩壊』と呼ぶ時期に一致しており、財産税や富裕税の廃止、相続税における累積課税制度の廃止や累進性の緩和、資産所得の軽減化といった一連の税制改革の結果であると考えられる。近年では、1987 年以降、特に自主申告者に関して再分配係数の急速な下落が見られるが、これは 1987 年の抜本的税制改革の影響であるう。

ところで、図 13 に見られる 1980 年代の不平等化の動きについては、どのように説明されるのだろうか。その要因に関する大竹(1994, 2000)や経済企画庁(1999)などの分析では、(1) 賃金所得の不平等化、(2) 資産所得の不平等化、(3) 高所得共稼ぎ世帯の増加、(4) 人口の高齢化、(5)世帯規模の縮小化、(6) 1987 年以降の税制改革、といった要因が「不平等化」に貢献したことが示されている。

各要因の貢献度については、様々な議論があり詳細には立ち入らないが、政策との関連で重要となる(4)~(6)について、簡単に触れておきたい。まず、「人口の高齢化」がジニ係数の増加をもたらしている最も重要な要因の一つであることはしばしば指摘されるところである。というのは、図15が明らかにしているように、所得の格差は、(日本では特に)高齢者ほど大きくなるという特徴があるからである。

また、以下でも見るように、高齢者の子供との同居率の低下、婚姻率の 低下、離婚率の増加といった要因による単独世帯の増加に従い、そのよう

図 14: 税制の所得再分配効果の時系列的推移

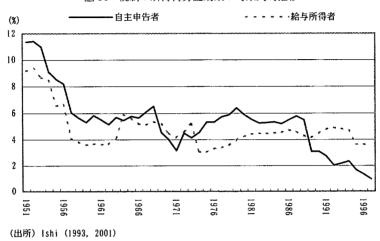
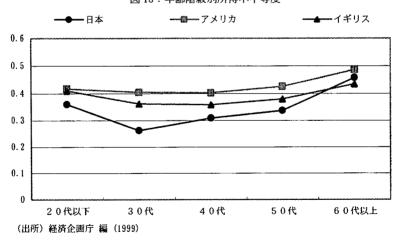


図 15:年齢階級別所得不平等度



な世帯の所得が低下する可能性があり、「世帯規模の縮小化」は、社会全体の所得の不平等度を引き上げる効果を持つ、そして、このような社会経済構造の変遷に伴う不平等化傾向の中で行われた「1987 年以降の税制改革」は、税制による所得再分配効果を低下させ、所得の不平等化を是正する制度が失われつつあることを示唆する。

もちろん憂慮すべき問題は、所得分配の不平等度の指標が上昇すること自身ではない。それが示唆するものである。特に、高齢化や世帯規模の縮小化は、人々の自助努力・相互扶助では所得変動のリスクを吸収できない世帯の増加を示唆しており、「不平等化」というよりも「社会的リスクの増大」という意味で、ジニ係数の上昇傾向は政策的にも注目する必要性がある。また、以下で議論するように、高齢化や世帯規模の縮小化といった現象自身が、政策の影響を受けたものであると考えられるため、この点でも所得の不平等化は政策上で憂慮すべき問題を多く含んでいると考えられるのである。

# 2.4 人口・世帯構造

まず、少子高齢化の問題から見ていこう。図 16 は、女性 1 人が生涯に産むと考えられる子供の人数を推計した「合計特殊出生率」の推移を、他の国のケースと共に示したものである。日本に関しては、1973 年以降、低下傾向が続いている。しかしながら、他の国々と比較してみるならば、この傾向は多くの先進国が経験していることであり、現在の値にしても、他の国と比較して異常に低いものではないことがわかる。

しかし、このような傾向が、現在、日本において危惧されるのは、それが急速な高齢化率の上昇を引き起すと考えられているからである。図 17 は、日本における高齢者の割合が、今後 20 年から 30 年の間、極めて高いものとなることを予想しているのである。

図 16:合計特殊出生率の推移(国際比較)

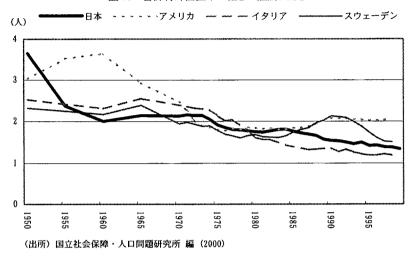
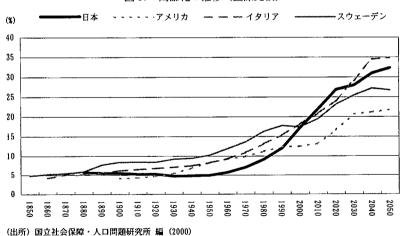


図 17: 高齢化の推移(国際比較)



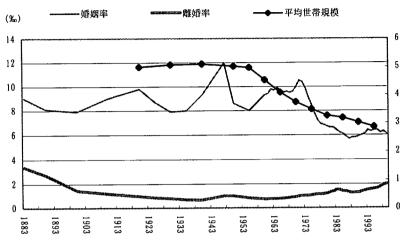
言うまでもなく、この少子高齢化という現象は、労働市場の変化や社会保障制度の変化を要求するものであり、21世紀における社会経済構造を考える上で最も重要な要因の一つとなる。高齢者の増加については、基本的には平均寿命の上昇によって生じているのであり、問題の本質は、やはり少子化現象にある。少子化が進行している最大の要因は、結婚した女性が生涯に持つ子供の数の低下というより、むしろ、婚姻率の低下(特に未婚率の上昇)であるということは、研究者の間では良く知られている(例えば八代(1999))。確かに図18は、婚姻率が出生率と同様、1973年以降、低下傾向を示していることを明らかにしている。

また図 18 には、離婚率の増加や世帯規模(1 世帯当たりの人数)の減少規模など、家族形成意欲の低下傾向が見られる。このような社会構造の変化が起こった理由として、これまで幾つかの要因が指摘されてきたが、その中でも、(1) 経済成長、(2) 社会保障制度(特に公的年金・医療保険)の確立、という 2 つの要因が特に重要である。

まず(1)は、戦後の経済成長の結果、親の所得や資産が上昇し、女性の働く機会も増え、様々な財やサービスが市場で購入できるようになると、(親と同居しながら)独身のままで生活することは快適なものとなるため、婚姻率が低下するということである。特に、豊かな都市部に見られる未婚率や離婚率の高さ、あるいは出生率の低さなどは、このような要因によって説明されるかもしれない。

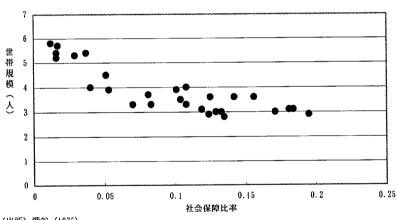
しかしながら、婚姻率の低下および少子化傾向が始まったのが、1973年であるという事実に注目するならば、1973年(『福祉元年』)に確立された公的年金・医療保険制度が、婚姻率および出生率の低下に影響をおよぼした可能性についても見逃すことができない、言うまでもなく、人が結婚して子供を産み育てるという行為を営む理由の一つは、自分の生存を保障するための環境を造るということであるが、公的年金・医療保険制度の

図 18:婚姻率・離婚率・世帯規模の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 編 (2000)

図 19: 社会保障比率と平均世帯規模



(出所) 深谷(1975)

下では、政府が自分の生存を保障してくれるようになるため、家族を形成 する誘因が減り、婚姻率および出生率が低下すると考えられるということ である。

理論的には、この可能性は、これまで指摘されてきたことであるが(例えばシグノー(1997)などを参照のこと)、私の知る限りでは、その実証研究はあまり行われていないようである。やや古い研究であるが、図 19 に見られるような、社会保障の充実と世帯規模の間の負の相関を示した深谷(1975)の研究は貴重な例外である。ここでは、社会保障比率(社会保障給付費の国民所得に対する比率)と世帯規模の間の負の相関が示唆されているだけで、因果関係に関する検証等は行われていないのであるが、社会保障制度と世帯構造の間の密接な関係を示した先駆的な研究として大変興味深いものである

以上の議論は、公的年金・医療年金制度といった財政制度が、実は結果として少子高齢化という社会構造の変化に大きな影響を与えるということを示唆している。さらに、少子化といった問題に対する政府の政策的対応(例えば保育所の充実策など)は、人口・世帯構造のみならず、相互扶助や男女の役割分担の構造にも大きな影響を与える要因となる。言い換えれば、今後、少子高齢化に伴う財政問題に対応するための政策を考えていく場合、そのような政策が社会構造に与える影響まで十分考慮すること、すなわち、税制と社会構造の間の相互依存関係(図3)を十分に考慮することが重要だということである

# 2.5 相互扶助の構造

日本社会の特徴の一つは、非政府部門に組織化された相互扶助の構造が存在することである。相互扶助を重要な目的の一つとする社会組織を『共同体』と呼ぶことにすれば、日本社会の特徴の一つは、共同体の強さであ

ると言うことができる。ここでは、具体的には、『家族』、『地域共同体』、『ボランティア団体』、『企業』、および『系列・業界団体』などを『共同体』の例として考えている。

まず、相互扶助を目的とする最も重要な共同体として『家族』を取り上げてみる。日本の社会構造および社会政策を考える上では、家族内での相互扶助は極めて重要である。実際、日本における3世代世帯の比率の高さは、家族問題の研究者の間では良く知られている。図20は65歳以上の高齢者で子供と同居している割合を各国について時系列的に見たものであるが、日本の高齢者の同居率は他の国々と比べて極めて高いことがわかる。

日本では、これまで家族(あるいは『家』)という共同体が強く、子が 老親の面倒を見ることによって、老人のための政府支出(医療費や老人施 設への支出)が抑制されてきたと考えられる。また、同居世帯では、祖父 母が孫の面倒を見ることによって保育所などへの支出を抑制しながら、共 稼ぎ(女性の社会進出)を支援してきた可能性が考えられる。

このことを示唆する事実を紹介したい(山重(1998, 2001)). 以下の結果は, 1992年および 1993年の都道府県データを用いて, 国民医療費を社会構造の差異によって説明することを試みたものである. ここでは, 各都道府県の1人当りの国民医療費は, 高齢化率と正の関係があると同時に老人同居率と負の関係があることに注目したい.

1 人当り国民医療費 = 210.87 - 1.67 老人同居率 +6.41 高齢化率,  $\bar{R}^2 = 0.63$  (8.49)(-5.72) (6.44)

この結果は、老人同居率が高い都道府県ほど医療費が低くなる傾向があることを示したものであり(図 21)、老人同居率が高かった日本においては、かなりの政府支出が節約された可能性があることを示唆するものである。しかし現在、日本の老人同居率は低下傾向にあり、今後、この要因に

図 20:老人同居率の推移(国際比較)

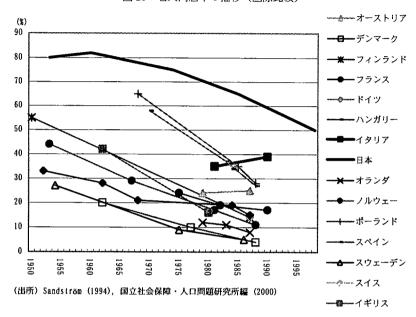
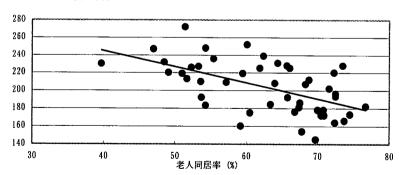


図 21:老人同居率と医療費の関係

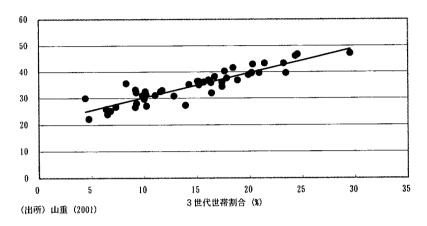
# 一人当たり医療費 (千円)



(出所) 厚生省(1995)、厚生省人口問題研究所 編(1994)

図 22:3 世代世帯割合と共稼ぎ世帯割合の関係

#### 共稼ぎ世帯割合(%)



よって、 医療費の増加に伴う政府支出の拡大が発生する可能性がある.

また、3世代世帯の中でのお年寄りの役割に関しては、都道府県データに基づく3世代世帯の割合と共稼ぎ世帯の割合の間の極めて強い関係が印象的である(図22も参照のこと).

共稼ぎ世帯割合 = 20.65+0.95 3 世代世帯割合, $\bar{R}^2=0.82$  (20.20)(14.72)

ここに見られる正の相関関係は、3世代同居を通じてお年寄りが孫の世話をすることで、女性の社会進出が可能となり、保育所運営にかかる費用もかなり抑制されていることを示唆している。同居率の低下に伴い、子育てをしながらの女性の就労が困難になるか、もしくは、保育所運営のための財政支出の大幅な増加が必要となってくると考えられる。

このように、日本における同居率の高さは、財政支出を抑制する貴重な 社会的資産であったと考えられる。税制との関連で言えば、このような家

族内における相互扶助を促してきた要因として、配偶者控除および扶養者 控除、高齢者との同居のための住宅投資に対する控除制度、あるいは給与 所得者の配偶者に対する年金保険料免除制度などは重要である。

特に、1961年に創設された配偶者控除の制度は、個人を課税単位とする戦後の所得税制が生み出す問題を緩和するために導入されたものではあるが、良く知られているように、結果的には、長い間、いわゆる100万円の壁を作って、配偶者(一般には女性)がフルタイムで働くのではなく、基本的には家庭で主婦(夫)として働くことを促してきた。そして、上記の研究結果が示唆することは、このような配偶者控除は、税収としては減収になるが、乳幼児や高齢者の扶助を主婦が行ってくれることによる社会支出の抑制は、おそらく、税収の減収分を補って余りある効果を持ったと考えられる。

しかしながら、このような家族による相互扶助の構造も、近年大きな変化を遂げている。『家族の絆』の弱体化と呼ぶことのできる現象である。まず、図20が示唆するように、1960年代半ば以降老人同居率は減少を続けている。その要因としては、婚姻率や出生率の減少をもたらした要因と同様、基本的には経済成長および社会保障制度の確立という2つが考えられるが、今後、『家族の絆』の弱体化に対応するような政策を行わないならば、独居老人の問題、あるいは少子化問題などの社会問題が深刻化すると考えられる一方、その対応次第では、さらなる『家族の絆』の弱体化を促す要因ともなると考えられるので、財政と社会構造の間の相互依存関係を十分考慮した対応が求められると言えるだろう。

また、日本独特の共同体として町内会や自治会などと呼ばれる『地域共同体』がある(中川(1980)などを参照のこと)。これは、血縁や宗教などで結ばれた共同体ではなく、地縁によって結ばれた共同体である。その活動について調べてみるならば、地域の生活環境や自然環境の維持のため

の活動,子供や高齢者の福祉の向上,といった相互扶助活動が主たるものである。他の先進諸国においても類似の機能を果たしてきた共同体は存在したと考えられるが,ほとんどの国で,そのような共同体はもはや機能しなくなっており,政府がその機能を代替しているという状況にあると思われる。地域共同体は日本では現在でもなお組織的に存続し,特に地方においては重要な相互扶助の機能を果たしてきた。(詳しくは,山重(1998)を参照のこと。)

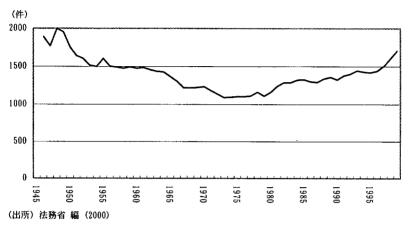
実際、その活動の多くが、地域の生活の質を引き上げていることに貢献してきたと思われるが、それらは主として住民の(半強制的な)「献身」によって行われてきた。もし、町内会の事務事業がすべて政府によって供給されなければならないとすれば、おそらく住民は、かなりの税負担の増加を強いられるであろう。良好な社会環境が保たれるためには、なんらかの費用が必要とされることは間違いない。これまでの日本においては、それが税ではなく、町内会という非政府組織(NGO)における住民の献身によって行われてきた点には注意が必要である。

しかし、その一方で、現在その絆は弱まったと考えられる。そのような 状況を示唆する一つの資料として、犯罪率の推移を示した図 23 を見てみ たい。犯罪率については、戦後一貫して減少してきたが、1970 年頃から 上昇傾向に転じていることがわかる。

犯罪率が景気の動向と密接に関連していることはよく知られている. 1973年までの犯罪率の減少は、おそらく経済成長による人々の所得の上昇の結果と低い失業率によるものであると考えられる。そのような視点から言えば 1973年以降の犯罪率の上昇は、経済成長率の低下および失業率の緩やかな上昇によるものであると考えられるかもしれない.

その可能性は否定できないが、低成長期であれ人々の所得は基本的には 増加しているのだし、好景気で失業率が低下している局面があるにもかか





わらず、犯罪率が上昇傾向を示しつづけているという事実は、成長率・失業率だけでは説明できない。地域社会の弱体化という日本社会の構造的変化との関連が存在しているように思われる。今後、地域共同体の絆がさらに弱くなるに従って、日本でも犯罪の発生を防ぐことが難しくなり、治安維持のための政府支出も増やさなければならなくなる可能性がある。

現在は、人々は地域における半強制的な結びつきではなく、むしろ価値観における自主的な結びつきを重要視した共同体、すなわちサークルやボランティア団体などに属して相互扶助を行いたいと考えるようになってきているように思われる。共同体への所属が自発的なものにとどまる限り、相互扶助の供給は(ただ乗り問題のために)過小に行われる可能性があり、新しいタイプの共同体による相互扶助は、町内会などによるそれには遥かに及ばないと考えられる。しかし、町内会が実質的に機能しなくなっている地域も多く、そのような現状の下で、地域を超えた新しい NPO やNGO などが自発的に形成されているケースなども増えてきており、そのような団体に対しても税制面で支援していくこと、あるいは企業の公益活

動を一層促すような税制の在り方は、最終的には政府支出の増加を抑制し、 国民の満足度を高めることにつながる重要な政策となってくるように思わ (19) れる.

まて日本では、社会活動のみならず、経済活動においても、様々な相互 扶助を目的とした共同体が存在した。例えば、これまでの日本においては、 企業が労働者にとっての共同体としての役割を果たしてきたと考えられる。 特に、日本企業の品質管理や柔軟な生産体制といった優れた側面は、雇用 者と労働者の間の長期的な信頼関係を必要としていたため、企業が労働者 に対して長期雇用や福利厚生制度を提供することが企業の利益と一致し、 これまでは、企業が労働者にとっての共同体としての役割を果たすことが できたという幸運な事情もあった。さらに、産業内でも様々な情報交換な どにおける相互扶助を目的とした共同体が存在した。世界的に注目された 『系列』なども、その一つであるが、(市場が未発達で)資本や技術が十分 でなかった時期には、それは企業間の相互扶助を果たす重要な共同体とし ての役割を果たしてきたと考えられる。

しかし、家族や地域共同体といった長期的な関係を持つ共同体の絆が弱まってきたのと同様に、近年、企業や系列も長期的な関係を維持することを諦めつつあるように思われる。このこと自身は、市場の発達によって、様々な財やサービスが得られるようになったため、長期的な関係を維持して相互扶助を行う必要がなくなりつつあるからであると理解することができるが、今後、(情報の不完備性などのために)市場では供給されないような財やサービスなども、共同体の崩壊によって民間では提供されなくなるため、政府支出には増加の圧力がかかることが予想される。例えば、労働者の所得の保障は、もはや企業によっては提供されないようになり、失業が増加し、その保障を政府が行わなければならないという状況が近い将来にやってくると考えられる。共同体の崩壊は、放っておけば社会経済の

環境の悪化を招き,政府支出の増加を要求するだろう.

# 2.6 男女の役割分担の構造

今世紀の日本においては、戦前と戦後で、男女の役割分担についての考え方が大きく変化したと言える。男女平等の考え方は、西欧諸国においては、早い時期に始まったが、日本ではそれは戦後の教育改革の中で始まったと言える。しかしながら、ある考え方が社会に浸透するには時間がかかり、現在でもなお社会的役割に関する男女平等の考え方は行き渡っているとは言えないだろう(図 24).

実際,いわゆる『生活時間』に関する国際比較(表 2)からは,確かに日本では男性と女性の間での役割分担に関して平等よりも分業(効率性)が選択されてきたことがわかる(表 2 の男女差指数は各項目の絶対値の和である).

そして、このような役割分担の在り方を反映して、15歳以上人口に占める有業者の割合を示す『労働力率』は、これまで女性は男性よりも遥かに低かった。そして図 25 は、外で仕事をする女性に関しても、その労働供給のパターンは、子育ての時期に労働力率が低下するという、いわゆる『M 字型』の構造をしていることを示している。

それでも、社会的役割に関する男女平等の考え方は確実に広まっている。確かに、男性と女性の間で性差が存在してはいるが、それ自身は、男性は外で働き、女性が家事を行うべきだということを意味しない。さらに、家事の機械化に伴って家事負担が減るにつれて、『外で働くこと』と『家事を行うこと』の分業を行うことのメリットは減少しているとも考えられる。個人にとっては、2つの仕事の適度な組合せを選択することによって、苦痛を最小化することができることが考えられるのであって、男女が2つのタイプの仕事をそれぞれ行うことによって、公平性と効率性を改善するこ

図 24: 「男性は外で働き女性は家事を行う」という考え方について

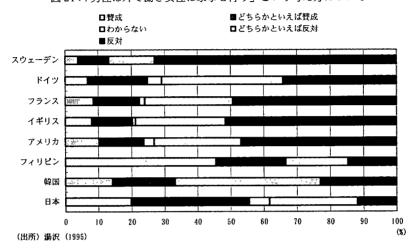


図25:女性の労働供給パターン(国際比較)

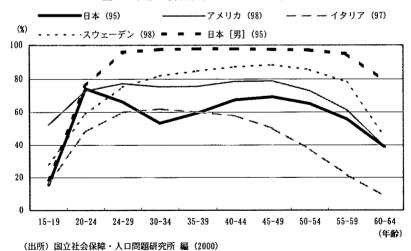


表 2: 男女の生活時間の相違: 国際比較

		日本	カナダ	アメリカ	イギリス	オランダ	デンマーク	フィンランド
生活必需		49	-175	-196	-119	-217	-189	-42
労	働	1470	959	1085	945	1344	721	609
家	事	-1750	-1001	-938	-1008	-1190	-651	-700
移	動	196	77	91	91	70	35	70
社会	舌動	-154	-77	-147	-119	-126	70	-112
レジャ	· -活動	39	0	35	21	-119	-49	-42
マスメ	ディア	98	224	56	217	245	91	189
休	息	35	0	28	-28	-7	-28	28
男女差	差指数	3801	2513	2576	2548	3318	1834	1792

(出所) NHK 放送文化研究所世論調査部(1995)

とができる可能性がある。もしそうであるならば、そのような分担が可能 となるための政策を行う余地がある。

これまでの税制の仕組みは、中里(1995)が指摘するように、原理上は 女性に対して差別的となっているわけではない。しかし、構造的に分業を 促す仕組みとなっており、社会的規範の存在によって女性が家事を行うこ とが期待されている場合には、女性が家事のみを行うという役割分担の発 生を促す仕組みになっている。つまり、『男性は外で働き女性は家事を行う』という社会的規範の下で、これまでの税制は、結果的に、その社会規 範を生き延びさせる効果を持ってしまい、公平性および効率性の視点から 必ずしも望ましいとは言えない男女の役割分担の構造を生みだしてきたと 考えられる。

すでに指摘したように、このような役割分担は家族内での相互扶助を促し、社会全体から見れば、比較的小さな費用で高い福祉水準を生み出すという効率的な側面を持っていたと考えられるが、やはり、公平性の視点か

ら考えると、今後は、結婚した男女が、税制の影響を受けることなく、2 人にとって望ましい家事と仕事の分担の在り方を選択できるような税制を 設計することが重要となってくるだろう。

第3節 21世紀の展望:社会経済構造と望ましい税制の在り方

本節では、20世紀の日本の社会経済構造の変遷と税制との関連についての前節までの議論を踏まえた上で、21世紀における望ましい税制の在り方について議論してみたい。言うまでもなく、未来の予想を行うことは、ほとんど不可能であり、ここでは、むしろ、21世紀に起こることの予想というよりは、現時点で認識される問題を今後100年でどのように解決していくかということを議論していきたい。

現在進行中の少子高齢化の流れの中で、日本の人口は2010年頃に減少に転じ、65歳以上の人口割合は、現在の約6分の1から、2050年には約3分の1になると予想されている(図17)。主として20世紀の最後の25年間に蓄積してきた大量の長期債務を抱えながら、どのようにして日本政府はこのような社会構造の変化に対応していったらよいのであろうか。例えば、大量の移民受け入れといった政策を提案することも考えられるが、ここでは、そのような安易な政策ではなく、これまでの財政運営を反省し、様々な問題を地道に克服していくような道を探ることで、21世紀の展望としたい。

21世紀の日本政府の最大の課題のひとつが、「少子高齢化」と「長期債務の累積」という事態に対応するための財源をいかに確保するかという問題であることは間違いない。そのためには、国民の合意が得られるような公正な税制を戦略的に構築していく必要がある。以下では、21世紀に予想される新しい社会経済状況なども考慮しながら、今後必要とされる税制

改革の方向性について議論していく.

## 3.1 個人に対する課税

図 26 は、国民負担率の時系列的変化を示したものである。それは明らかに上昇傾向を示してきた。この中では、社会保険料負担料の伸び率が大きく、現在の制度の下では、今後予想される少子高齢化の中で、この傾向は今後とも続くと考えられる。

社会経済というものが、最終的には個人によって構成されるものであるという点に注目するならば、一国の財政を担うのもまた最終的には個人であるという認識は重要である。その意味では、個人に対する課税(社会保険料負担も含む)がやはり重要である。日本の社会経済構造に関するこれまでの分析を踏まえて、個人に対する課税に関連する課題としては、(1)充分な税収を確保すること、(2)(所得・資産の分布の問題も含めて)税制に対する公平感を高めること、(3)人々の間での相互扶助を促すような税制とすること、(4)男女の役割分担に関して歪みを与えない税制とすること、などが考えられる。

直接税の代表である所得税や資産税の大きな利点は、やはり、所得の源泉をきちんと把握し、幸運に恵まれた人たち、すなわち、非常に高い労働所得を得た人たちや多くの贈与や相続を受けた人たちに多くの税を支払ってもらうことによって、経済的機会を平等化できる点にある。この意味で、公平性の視点からは、所得税や資産税は望ましい特性を持っている。そこで、以下では、所得税および資産税を中心として改革することを念頭において、上記の課題に対して答えを与えることを試みたい。

まず、現在の所得税の問題の一つは課税最低限が高く設定されているため、所得税を全く納めない人たちが多数存在することである。すべての国民は公共財からの便益を受けているのであり、国民の義務として各自の経

# 図 26: 国民負担率の時系列的変化

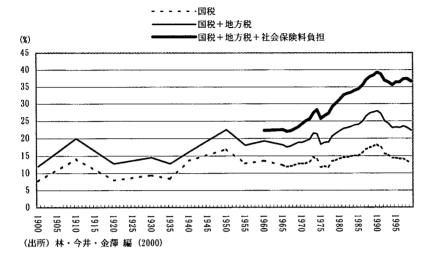
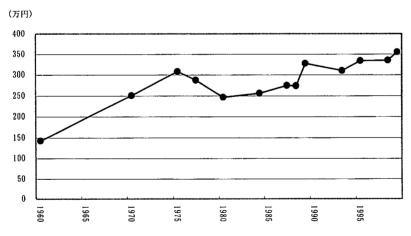


図 27: 実質課税最低限の推移



(出所) 林・今井・金澤 (2000), 参議院予算委員会調査室 (2001), 経済企画庁 (2000)

済状況に応じた負担をすべきであるう。従って、課税最低限を下げることによって、税収の確保をはかるばかりでなく、税制に対する不公平感を是正することができると考えられる。

いま、夫婦子供2人の給与所得者のモデルケースについて、実質の課税 最低限(1990年の民間消費支出デフレーターを使用)をプロットして見 るならば、図27のようになる。

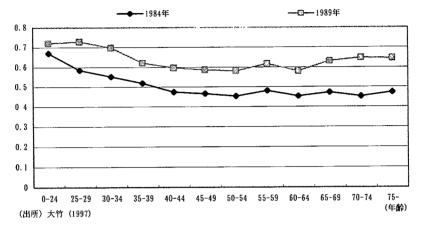
この図によれば、実質課税最低限は、1975年の税制改革で一気に上昇したが、1980年まで実質では下落し、その後、再び上昇傾向を示し、現在では1975年の水準を超えている。その水準の適切さについて考える手がかりとして、生活保護制度における『世帯当たり最低生活費』を見てみる。

残念ながら、厚生統計協会(1997)では、モデル・ケースとしては、夫婦子供1人のケースが考慮されているため、それに対応する課税最低限を見てみると、1998年時点で、269.8万円であるのに対して、『世帯当たり最低生活費』は、1級地-1という最も高額なケースで、年額約210万円(3級地-2という最も低い額のケースでは約160万円)となっている。従って、課税最低限は基本的には最低生活費を保障するものであると考える立場に立つならば、現在の水準は少なくとも2割程度は割高になっていると考えられる。

現在の日本の課税最低限は、(その定義に関する様々な議論はあるも(23)のの)国際的にもかなり高い水準にあることがよく知られている。いずれにせよ、他の納税者からの所得補助を受けなければ生活できないという所得水準は、現在の課税最低限よりもはるかに低いと考えられるのであって、(給与所得控除の見直しも含めて)所得税の課税最低限を見直すことで、(25)税収を確保し、人々の税制に対する公平感を高めることは可能である。

また、贈与・相続税の強化も、税収を確保し、人々の税制に対する公平





感を高めることに貢献する. 特にここでは,図 28 に見られるように,若い世代の資産格差が大きく,その主因が相続によるものであるという指摘に注目したい(大竹(1994)).

いま、所得格差に関する日本のジニ係数が 0.3~0.4 程度であることを思い出すならば、若い世代の資産格差がいかに大きいものであるかがわかる。そして、言うまでもなく、このような初期時点での資産の不平等は、若い人たちの機会の不平等(消費、余暇、教育、就職機会の不平等)を生みだすものであり、このままの状態が続けば、能力にも親の資産にも恵まれなかった若い人たちの不公平感を生み出し、階層化(2 極化)を生み、犯罪の増加、(どんなに一生懸命に働いても資産のある家に生まれた人たちのような暮らしはできないという感覚による)勤労意欲の喪失、生活保護などへの依存、といった傾向を生み出す可能性が高い。これまで、日本でそのような階層化や比較的能力の低い人たちの間で勤労意欲の喪失が起こらなかったのは、おそらく、終戦直後のインフレや財産税などによって資産の不平等が押さえられ、機会の平等がかなりの程度保障されていたからで

あろう. しかし, これだけ資産の不平等化が進んでくれば, 21世紀の日本においては階層化が進んでいく可能性も十分ある.

このような資産の不平等化が進んできた理由のひとつは、贈与および相続に対する課税のなし崩し的な軽減化にあることは間違いない。高度成長期に貯蓄を促すために行われた軽減化は政策的には理解できる。しかし、貯蓄率や資産水準が決して低い訳ではない現在、この観点から贈与や相続を優遇する理由はあまりない。特に、相続税に関する基礎控除の高さは、非常に高い水準に引き上げられ、その結果として、相続税の対象となるのは、死亡者に占める課税被相続人の割合でみて、わずか 5.4%(1996 年)となっている。相続という幸運によって得られた所得に関しては、たとえ額が低くとも、ある程度社会に還元していくということが、社会的公正にかなう制度であると思われる。

しかし、親と子の間での相互扶助を促すという視点からは、贈与や相続は大切な要素ではないだろうか。確かに、親は贈与や相続の額を戦略として子供に自分の面倒をみさせることが可能であり、贈与・相続税が重くなるならば、相続をあまり当てにできない子供たちは親の面倒をみなくなる可能性はある。その意味では、本稿で強調してきた相互扶助を阻害するものにならないだろうか。

贈与・相続税の強化が、このような社会構造(行動)に与える影響まで考慮するならば、このような効果を相殺するために、親の面倒をみた子供に対しては贈与・相続税を軽減するという政策が考えられる。具体的には、例えば、親と同居または同じ場所に居を構えていた個人に対して、贈与・相続税の軽減措置をとるという制度を導入することが考えられる。このような制度は、本稿で強調してきた相互扶助を促すものであると同時に、過疎地域における高い高齢者比率という地域構造の問題にも良い効果をもたらす可能性もある。そして、そのような軽減措置は公平性の視点からも望

ましいことには注意したい。親の面倒をみた子供に対する遺産は、子供の 努力に対する報酬であると考えられるのであり、(一種の一時所得として 平準化した上で所得税並みの)軽減税率を課すことが望ましい。

また、税収を確保し、税制に対する公平感を高めるためには、納税者番号制の導入が不可欠である。過去の税制改革の歴史を振り返ってみるならば(例えば、佐藤・宮島(1990)などを参照のこと)、『(中堅)給与所得者の負担軽減』という名目で改革が行われたことが多かったようである。これは、いわゆる『中位投票者理論』として知られている「選挙で勝つための政策パターン」であるとも考えられるが、その一方で、給与所得者は源泉徴収によって、ほぼ完全に所得が把握されているのに対して、その他の業種では、過少申告が行われているということに対する不満への対処であると考えられる。

つまり、所得の把握が不完全である限り、完全に把握されている人たちは不満を抱きつづけ、減税を要求し、その結果として、充分な税収が確保できないような税制ができあがってしまう。その意味では、可能な限り正確な所得の把握を可能にするシステムを導入することが、充分な税収を確保し、税制に対する公平感を高めることにつながる。納税者番号制は、プライバシーの問題に留意する必要性はあるものの、所得の把握を改善する重要な制度であると考える。特に、そこで必要な金銭的情報に関しては、プライバシーよりも国民の責務としての納税(財産権の侵害)が公平に行われるということの方が重要であると考えられ、その導入は早急に行われるべきである。

男女の役割分担の構造に歪みを与えないという視点からは、課税単位の問題が重要である。基本的に、課税単位に関しては個人を基礎とすべきだと考えるが、その場合、家族を相互扶助によって機能する社会的な基本単位と認めて定義すべきだという視点が重要である。現在の配偶者控除の制

度は、まさにそのような視点から(個人を基礎とする所得税制に)補完的に導入されているものであるが、問題の多い制度であることは、これまで指摘されてきたところである。家族を相互扶助によって機能する社会的な基本単位と認めて、個人の平等に取り扱おうとする制度としては、いわゆる二分二乗方式などがある。これは、夫婦が共同で世帯所得を生み出す努力をしているという視点に立って、そのような夫婦が個人として平等に扱われるための課税制度であると考えられる。また、この方式は、(効率的に)分業することに対して不利とならない方式でもある。しかし、その一方で、この制度は、個人の税引き後所得が配偶者の能力や所得に依存するため、個人の配偶者選択や結婚の意志決定に関して歪曲効果を持つ可能性がある。さらに、同じ理由によって、同じ所得を得た個人が異なる税負担を行うことになるという問題がある。

いずれにせよ、課税単位の問題は、家庭内生産における夫婦の貢献度に関する情報が不完備であるということに問題の所在があり、どのような側面を重視するかによって、望ましい方式に関する答えが異なってしまう. ただ、それが相互扶助の構造や男女の役割分担に与える影響の大きさを考えると、今後とも議論されて良い問題であると思われる

## 3.2 企業に対する課税

これまでの分析を踏まえた時、企業に対する課税と関連していると思われる課題としては、(1) 生産構造に歪みを与えないような効率的で公平な税制とすること、(2) 相互扶助を促し男女の公平で柔軟な雇用の在り方を可能にするような税制とすること、などが重要と思われる。

まず、他の国々と比べて日本の法人税率は高いということが、そして、 このままでは多くの企業が海外に流出するだろうということが、これまで、 しばしば指摘されてきた. しかし、法人税率が高いということは、必ずし も多くの企業が海外に流出するということを意味しない. なぜならば,企業が国を選択する場合には,法人税という費用のみならず,その国の公共財水準という便益も考慮するからである. 治安,インフラの整備状況,労働者の教育水準などと比べて,法人税率が高いか低いかが重要なのである. 従って,法人税率を下げても,その結果,供給される公共財の質や水準が低下するならば,企業は海外に流出するということがありうることには注意が必要である.

しかし、このような視点から見ても、20世紀の終わりに行われた法人 税率の引下げという改革は正しい方向性であったように思われる。これは、 法人税が高いと国内企業が流出し空洞化してしまうということが理由では なく、産業基盤関連の投資が近年減少傾向にあり、公平性および効率性の 視点から、企業からの収入に対して、これまでのような高い税を課すこと は望ましくないと考えられるからである。逆に言えば、これまで、法人税 が高くても、それほど引下げ要求が強くなかった理由の一つは、法人税収 がインフラなどの産業基盤の整備に用いられてきたという実績があったか らであろう。一応のインフラ整備が行われた段階において、法人税率が引 き下げられたことは、公平性および効率性の視点から望ましいことである ように思われる。

企業に対する課税に関しては、生産における効率性および公平性を高めるために、何を課税ベースとすることが望ましいかという問題もある。政府の供給する公共財を利用するのは、個人だけではない。企業もまた公共財を利用して、付加価値を生み出す。従って、(たとえ生み出された付加価値は最終的には個人に帰着するとしても)公共財を生産要素として利用する企業にも、応益説の立場から公共財を供給するための税を納めてもらうことは、公平性の視点からも,効率性の視点からも望ましい。難しい問題は、各企業にとっての公共財からの便益を何によって測るかという問題

である.

20世紀の終わりにおける地方税改革の論点の一つは、都道府県における法人事業税を、(企業の生み出す付加価値などを課税ベースとする形で)外形標準化すべきかどうかということであった。過去に遡ってみれば、1950年度には、シャウプ勧告に従って付加価値税が課される予定であったが、その実施が延期され、従来通りの事業税が課税されたという経緯がある。シャウプ勧告の基本的な考え方は、すべての企業は公共財からの便益を受けていると考えられるので、それは企業の生み出す付加価値に反映され、たとえ利潤は負であっても、やはり何らかの負担を求めることが望ましいというものである。都道府県の供給する公共財とその地域内の企業の生み出す付加価値の相関が、企業所得との相関よりも高いならば、都道府県においては外形標準化することが望ましいということは十分考えられるだろう。

また、少子高齢社会において自助努力を促し、さらに男女の役割分担の 平等化を進めることにつながるのが、柔軟な働き方を可能にする雇用の仕 組みである。この点に関しては、現在、企業による社会保障負担の在り方 が、それを阻んでいるところがあると考えられる。特に、社会保険料負担 を雇用者と被雇用者の間で折半するという方式の下では、事務上の手続き の問題から、労働時間や賃金に関する雇用契約の柔軟な変更が行われにく く、家族内での相互扶助や男女の役割分担の見直しのために必要となる柔 軟な労働契約が困難になる。その意味では、今後『個人による社会保険料 負担』を前提とした制度を目指していくべきであろう。

# 3.3 中央政府と地方政府の財政関係

前節の分析の中で,地方交付税の配分などを通じた中央政府と地方政府 の財政関係が,日本の地域構造の形成に重要な影響を及ぼしてきた可能性

があることを示唆してきた. さらに、地方分権の問題は、人々の望む公共財を如何に効率的に供給していくかという問題であり、21世紀の日本における生活の豊さを考える上で、中央政府と地方政府の財政関係が極めて重要な要素となることは間違いない.

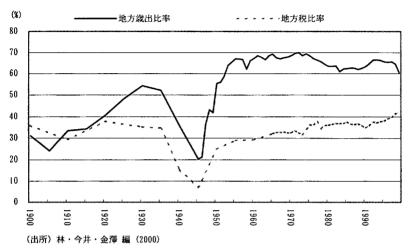
国と地方の財政の時系列的関係については、図 29 に示されている。ここでは、「(A) 地方税収が国と地方の税収計に占める割合」と「(B) 地方歳出が国と地方の純歳出計に占める割合」がそれぞれ示されている。従って、大雑把に言って、(B) が (A) を超える部分が、国によって集められた税収が地方に移転される部分である。

図 29 からは、1920 年頃までは(A)と(B)はほぼ一致しており、政府間の純移転がほとんどなかったことがわかる。これに対して 1930 年頃からは、中央政府から地方政府への純移転が行われるようになり、戦後は、地方税収と同額程度の移転が中央政府によって行われるようになっている。また、戦後、徐々に地方税収の割合は大きくなってきている。

これまでの分析を踏まえれば、今後の中央政府と地方政府の財政関係に関する課題としては、(1) 地方政府が自立的に望ましい公共財・サービスの供給を行うように促すこと、(2) 望ましい地域構造の形成に貢献すること、を考えることができる。

戦後、インフラを始めとした基礎的な公共財が整備され、現在、人々の望む公共財は多様化し、地域ごとに自分たちの望む公共財を、画一的なやり方によってではなく、自分たちに最も適した方法で整備していきたいという要求が高まってきた。そのような要求の高まりを一つの背景として、現在、地方分権化が求められていると考えられる。しかしながら、地方分権制度には、メリットもある一方で、デメリットも多いため、分権制度の設計においては、このようなメリットとデメリットを十分考慮しなければ(35)ならない。





各地方政府が自立的な財政計画を作成し、しかも結果として、望ましい地域構造が実現するという意味で『望ましい』分権制度を実現するための一つの重要な道具となるのが、交付金制度という地域間再分配ルールである。交付金制度は、基本的に豊かな地域から貧しい地域への再分配の機能を果たしてきたが、どのようなルールで再分配を行うかは、各地方の行動に大きな影響を与えうる。従って、それは、過大な再分配を行うことによって、各地域の自立(自助努力)を阻害することもあるし、反対に、各地域が利己的に行動することを防いで、社会全体の厚生をあげることも可能である。その意味で、交付金制度は、諸刃の剣となり得る。本稿では、交付金制度が、人的資本を都市へ集中させて急速な成長を遂げることを可能にしたという側面がある一方、過疎を生む一因となり、地方の自立を困難にするシステムとして機能してきた可能性を指摘してきた。

これまで、この交付金制度の基本的なルールはこれまで、あまり変更されていないが、日本の社会経済の構造が大きな変革を遂げた現在、やはり

ルールの変更が必要であるように思われる。(公平性の視点のみならず) 資源配分の効率性の視点からも、多極化を進めるような地域再分配が望ま れるが、その一方で、自助努力を怠るというモラル・ハザードを引き起さ ないようなルールでなければならない。さらに、単なる再分配ではなく、 地方政府の効率化を促すような誘因制度(インセンティヴ・メカニズム) として、もっと積極的に交付金制度を用いてもよい。例えば広域連携を押 し進める自治体に関しては、優遇的な交付金の配分を行うことで、地方財 政の効率化を促すことが可能になるかもしれない。

また、地方政府の財政運営の見直しに関しては、地方税の税率の自主決定権を地方政府に与えるべきか否かという問題があるが、これは難しい問題である。特に、現在の制度の下では、例えば税率の自主決定権を地方政府に与えた場合、高い能力を持つ個人や企業を招き入れようとして、税率の引下げ競争が発生し、さらに財政が悪化するという問題が予想されるからである。おそらく、現在の制約を緩めて、裁量権を拡大させる一方、過度な引き上げもしくは引き下げが起こらないようにすることが望ましいと考えられる。

## 3.4 租税特別措置と政策課税

租税特別措置あるいは政策課税は、(市場においては実現することができない) 社会経済的な望ましい状態を実現するための誘因を税制を通じて企業や人々に与えて、社会経済の効率性を高めようとする政策である。20世紀の租税特別措置や政策課税を振り返ってみる時、少なくとも1970年代頃までは、限られた資源の中で、資本を蓄積し、いかにして経済を成長させていくかということを目標とした政策が多かった。残念ながら、それは時として、効率性を高めるというよりも、特定の業種の企業を優遇するという目的に使われたり、衰退産業に対する不適切な優遇措置として用い

られることも多かった。しかし、税制が持つ誘因効果は強力なものであり、いわゆる市場の失敗に伴う問題を解決するために積極的に活用することをためらってはならないだろう。租税支出は、社会経済のサプライ・サイドに誘因効果を与えることによって、同額の一般歳出よりも遥かに高い効果をもたらす可能性があるからである。

これまでの分析を踏まえるならば、今後は、租税特別措置あるいは政策課税に関しては、特に、次のような課題を考えることができるだろう。
(1) 生産構造の改善のための新しい技術や産業を育成していくこと、(2) 望ましい地域構造の形成に貢献すること、(3) 少子高齢化問題を緩和すること、(4) 相互扶助を促すこと、(5) 男女の望ましい役割分担が可能となるように促すこと

このような課題に応えていくために、様々な措置を考えることができるが、例えば、新しい技術や産業の育成に関しては、これまでのような企業に対する課税に関連する租税特別措置が有効だろう。また、企業に対する課税に関連する租税特別措置については、現在、地方で整備が進んでいる社会資本を活用するために生産体制の多極化を促し、効率的な国土利用につながる『集積地の多極化』をすすめるような措置、あるいは、男女の望ましい役割分担が促されやすい職住近接を可能にするような生産システムを促進するための措置といったものが今後とも行われていくことは、充分意味のあることである。

また、少子高齢化問題を緩和するといった視点からは、企業敷地内保育施設を整備する企業に対して報酬を与えるような措置制度も考えられるだろう。また、相互扶助を促すための個人所得税や資産税への優遇措置(例えば親と同居する子供への遺産への課税軽減措置など)や、公益性の高いボランティア活動や寄付活動に対する税制上の優遇措置などは、今後、家族や地域共同体の相互扶助の機能が低下することが予想される中で、重要

な政策となりうる.

ただし、上記のような優遇政策が、社会経済の効率性や公平性を高めるためではなく、特定の業種や地域の利益を引き上げるために用いられることには十分警戒し、慎重に措置の在り方を決めていかなければならない。例えば特定の政治目的のために用いられることを防ぐために、租税特別措置の決定においては、費用便益分析の提出、専門家による検討、サンセット方式による措置、効果についての事後的分析の提出と措置の見直し、といった科学的手法を用いることが重要となってくるであろう。

# 3.5 少子高齢化と税制

日本の歴史を振り返ってみるならば、極度の貧困に陥る人たちは、それ程多くなかった。それは、いわゆるセーフティ・ネットが政府によって提供されていたからではなく、伝統的な社会組織、すなわち家族や地域共同体によって提供されてきたからである。そして、政府はそのような伝統的な社会組織の機能を維持させるような政策を行ってきた。例えば、相続税においては、かつては長男への相続に対して軽減措置が取られていたが、そのような優遇税制は、『家』という制度の維持、そして『家』の下での相互扶助制度の維持を目的としていたと考えられる。

戦後、西欧型の福祉国家のシステムが導入され、年金、生活保護、医療保険制度、といった政府による社会保障制度が導入された。しかし、いわゆる社会保障が日本において充実してきたのは、1970年代の中頃である。この時期、経済成長とともに、人々は一応の生活の安定を得て、今度は成長それ自身よりも生活の豊かさを求めるようになった。1973年に確立された公的年金制度は象徴的であり、この制度の導入が20世紀後半の日本の社会経済に与えた影響は決して小さくない。

日本の出生率や老人同居率が急速に低下したのが、この時期であるとい

うのは偶然ではないだろう。経済成長自身が、このような社会指標に与えた影響についても十分考慮しなければならないが、公的年金制度の導入によって、老人の生活が保障されようになるため子供と同居しなくても生活できるようになり、生活のためには子供は必要でなくなるのであり、公的年金制度は老人同居率を引き下げて、医療費等の支出の増加や保育料補助の増加、あるいは、少子化を招いて年金制度自身の存続基盤の危うさを招いた可能性がある。

20世紀最後の年には、あらたに公的介護保険制度も始まった。この制度は、これまで地方政府が供給していた介護サービスに財政的な裏付けを与えるものであるが、その一方で、これまで介護サービスの措置を受けていなかった人も、今度は保険料を拠出しているのだからという理由で、そして負担が1割で良いのだからという理由で、介護サービスを受けるようになるだろう。またそれ故に、子供と同居する必要がなくなり、老人同居率はさらに減少し、介護サービスがさらに必要となるということも起こりうるのであり、財政的にも、かなりの保険料負担が必要となる可能性がある。むしろ、客観的には、社会保険料負担が急速に増加するような仕組みを導入しようとしているようにしか見えない。

これまでの分析が示唆するように、社会保障制度は、日本の社会構造に大きな影響を与えてきた。そしてその社会構造の変化は、いま社会保障制度にフィードバックし、その財政基盤を揺るがしている。今後は、このような相互依存関係を十分認識して、社会保障制度の再構築を行っていく必要がある。少子高齢化の流れの中で膨らんでゆくことが予想される社会保障給付を押さえるために、(1)少子化の流れを抑制すること、(2)相互扶助・自助努力を促すような仕組みにすること、(3)男女の望ましい役割分担を阻害しないような仕組みにすること、が社会保障制度改革に期待されることであると考える。

少子化の一因が、公的年金制度の確立にある可能性が高いことを示唆してきたが、これは、言い換えれば、公的年金制度を縮小して、最低限の生活を保障するというようなものにするならば、リスクを小さくするために、金融資産(私的年金など)のみならず、子供に投資する可能性は高くなるだろう。公的年金制度の確立によって少子化が起こっているとすれば、それは、他人の子どもにただ乗りしようとして起こる問題であり、社会全体の効率性を阻害してしまっていることを意味している。従って、そのようなただ乗り問題を防ぐためには、給付の額を抑制すること、子供の数に応じた保険料負担とすること、あるいは、医療や介護保険などの場合には、自己負担の比率を引き上げることで、自助努力や相互扶助を促すことが効果的である。その一方で、必要な所得の保障に関しては、課税や扶助給付などを通して行うことが、効率性および公平性の視点から望まれる。

社会保険料負担の仕組みに関しては、第3号被保険者の負担に関して批判もあるが、現行制度自身は、特に課税単位に関する議論の中で行った世帯内生産の考え方に基づけば理解できる制度であり、むしろ問題は、給与所得者の配偶者があたかも負担しなくてもよいかのように思われる制度にある。その意味では、配偶者の所得を何らかの形で計算して、形式的にも保険料を負担させるようにする方が望ましい。

また、公的年金制度にせよ、介護保険制度にせよ、小さな負担で大きな便益を受けてきたのは現在の高齢者である。その負担は将来世代に先送りされている。このような高齢者への再分配は、第2次世界大戦およびその後の困難を経験した世代に対するものである限り、納得できるものである。しかし、戦後生まれの高齢者は、むしろ高度成長期に雇用の安定などの恩恵を受けてきた世代であり、さらに今後、経済が定常状態に入ってくるにつれて、これからの高齢者に対する再分配は納得できないものになるだろう。その意味では、これからの社会保障制度においては、世代ごとの受益

と負担が一致するような仕組みが求められている。少子高齢化社会における望ましい税制の姿を考える場合、このような世代間の所得分配の構造について十分考える必要があるだろう。

# 3.6 環境問題と税制

21世紀における世界の最大の課題の一つが、環境問題であることは間違いない。これまで日本は、高いガソリン税や高い国内エネルギー価格という政策のおかげで、例えば、アメリカなどと比べるとエネルギー消費ははるかに低く押さえられ、さらに、効率的なエネルギー利用を進めるような技術開発が進められてきた。

京都会議で取り決めが行われたように、日本も今後さらに二酸化炭素の排出量を減少させていかなければならない。排出権取引が行われるようになれば、排出権を購入することで目標を達成することも考えられるが、やはり、前向きの政策として、二酸化炭素の排出量を減らすような仕組みを工夫して行くことが重要だろう。特に、二酸化炭素の排出を減らすような技術は、将来的には極めて有望な輸出財であり、その開発を進めることは、二酸化炭素の排出削減と成長という2つの目標を同時に進めることになる可能性が高いことを認識しておきたい。

税制上の対応としても、いくつか考えることができる。(1) 二酸化炭素の排出量を減らすような技術の開発に対して補助金を与えること。(2) 二酸化炭素の排出量を減らすような技術の利用を補助金によって促し(住宅における太陽電池の利用など),規模の経済によって、そのような技術のコストを引き下げ、二酸化炭素の排出量を減らす技術の利用を進めること。(3) エネルギー消費、特に二酸化炭素の排出が多いエネルギーの消費をこれ以上増加させないように、エネルギー消費に対して課税すること。などである。

日本において、エネルギー消費が低く押さえられてきた理由は、やはり 価格が高く設定されていたことであると思われる。国民や産業界からは、エネルギー価格の引き下げを求める声が強いが、所得の増加や快適さに対する需要の増加に伴い、エネルギーに対する潜在的な需要が高まっている 現在、課税後の価格が下がることは、エネルギー消費量をかなり高めてしまう可能性が高い。

今後、エネルギー価格を現在水準に維持するという政策を国民や産業界に対して納得してもらう方法としては、(1)規制緩和などにより課税前のエネルギー価格が出来るだけ下がるようにすること、(2)そのエネルギー価格の下落分は、税として徴収され二酸化炭素の排出量を減らすような技術の利用に対する補助金という形で国民や産業界に還元されることをアピールすること、などが考えられるだろう。

また、財・サービス(goods)を生み出す結果として発生する廃棄物 (bads) は、二酸化炭素にとどまらない。ゴミや様々な化学物質なども問題であり、エネルギー生産に関する政策のみならず、一般の財・サービスの生産あるいは消費に関しても、(これまで議論してきたのと同じような方法で)廃棄物の発生を抑制するような政策を行ったり、廃棄物のリサイクルを推進する誘因を与えるための政策を行ったりすることが、今後重要になってくるだろう。

# 3.7 新しい相互扶助の仕組みと税制

市場経済の発達と共に、様々な財やサービスを市場で購入できるようになるため、人々の関係は短期的な契約ベースとなり、長期的関係に基づくような共同体には弱体化する力が働く、従って、今後、家族・地域共同体・企業などにおける人々の間の相互扶助の仕組みは崩れ、人々の福祉が低下してしまう可能性がある。市場経済のシステムが日本よりも先に発達

した西洋諸国では、そのような伝統的な共同体の崩壊に直面して、ヨーロッパの多くの国々では政府が福祉的役割を増大させるという方向に進んでいったし、アメリカなどでは価値観などに基づく新しい(人工的な)相互扶助の組織の形成を促し、税制面でも支援してきたという歴史がある。ただし、ヨーロッパ諸国でも、福祉国家の財政の悪化から政府が福祉的役割を縮小し、このような民間のボランティア団体のような相互扶助システムを利用するという間接的手法を取り始めているようである。

いわゆる NPO や NGO と呼ばれる相互扶助のシステムは、それが自主的・自発的なものである以上、半強制的な相互扶助を要求する伝統的共同体の相互扶助には及ばないが、無いよりもましである。また、自主的・自発的であるが故に、人間的な相互扶助のシステムとなりうるし、少なくとも人々には好まれるだろう。ただし、人々が自由を享受できる分、やはり社会全体で見れば福祉水準は低下し、治安の悪化、犯罪、貧困、精神障害、失業の増加、子供や老人の虐待といった社会問題が増加する可能性がある。

21世紀には、おそらく日本社会も、これまで以上に契約的となり、伝統的な共同体による社会福祉の供給を期待しにくくなる。さらに、男性と女性の役割分担の見直しに伴い、伝統的な共同体による社会福祉の供給の主たる担い手であった女性が共同体から抜け出し、市場に進出してくるようになると、さらに、これまでのシステムでは、共同体による社会福祉の供給は減少していくと考えられる。そのような変化の下で、男性と女性が望ましい関係を保ちながら、かつ、できるだけ低い費用で高い福祉水準を維持していくためには、企業や家計や個人に対して相互扶助を促すような税制上の特別措置や政策税制を導入することが重要になってくると考えられる。

しかし、その一方で、例えば、寄付を免税にするというような優遇措置は、本来、国庫に入ってきて(原理的には)国民がその使途を決めるはず

の税収を、寄付を行う人や企業が重要と考える特定の使途のために用いる ことができることを意味しており、寄付などに対するこのような税制上の 優遇措置に関しては、そのような優遇措置が受けられる寄付先の選定にお いて、充分慎重でなければならないということも忘れてはならないだろう.

# 3.8 マクロ経済管理と税制

日本の20世紀は、基本的には成長の時代であったと考えられるが、21世紀には、様々な理由によって、そのような成長は期待できないし、また期待すべきではないだろう。人口の減少が予想される21世紀の日本社会において重要なことは、国民総生産の成長自身よりも、1人あたりの可処分所得が安定的に確実に伸びる中で、ひとりひとりがゆとりのある生活ができるようになることではないだろうか。

このような視点に立てば、税制の重要な役割のひとつであるマクロ経済 管理についても、これまでとは異なる考え方に立って行う必要があること がわかる。まず政府は、上記の意味で、すなわち人口成長率や一人当り労 働時間などを考慮した上で、適正な経済成長率を設定すべきである。これ までの発想にとらわれた成長観は、恒常的な財政赤字を生み、その結果失 われる国際的信用を回復するために、累積公債の削減のための身を切るよ うな大改革を行わなければなくなる。その帰結が、経済的・社会的混乱で あることは、多くの先進国の経験(例えばニュージーランドやカナダの経 験)が教えるところである。

今後、消費税への移行や所得税の累進構造の緩和が行われるならば、ビルトイン・スタビライザーという経済を安定化させる機能は低下し、景気変動が大きくなる可能性はある。しかし、その一方で、公債の累積は、機動的な財政政策の発動を困難にしており、マクロ経済管理は増々難しくなってきていると言える。マクロ経済管理の能力を取り戻すためにも、まず、

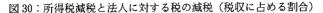
累積公債が安定的にそして確実に縮小するような現実的プランや制度を早 急に具体化していく必要がある.

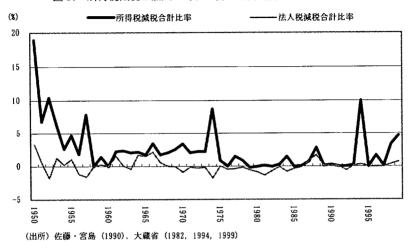
また、20世紀の日本のマクロ経済政策について振り返ってみるならば、図1に見られるような戦後から1973年までの高度経済成長をもたらしたのは、主として、供給サイドからのマクロ経済政策であり、それ以降、大量の公債の累積をもたらしながら、必ずしも期待通りの効果をもたらしたとは言い難い政策は、所得税減税や追加的公共投資といった需要サイドからのマクロ経済政策であったという印象が残る。

税制に関して、供給サイド重視から需要サイド重視へと移行してきたプロセスは、図30に描かれている税制改革の歴史にも見られる。ここでは、税制改革に伴う所得税および法人に対する税の減税分の税収に占める割合が時系列的に描かれているのだが、1968年までは、所得税減税とともに、法人に対する減税措置が数度にわたって行われてきたのに対して、それ以降1987年までの約20年間は、法人に対しては、実質的な増税が行われるようになってきたことが見られる。一方、所得税に関しては、1974年以降、赤字公債を発行しての景気対策的な所得税減税が行われるようになったことがわかるのであり、税制に関しても、1970年代の始め頃に、供給サイド重視の政策から、需要サイド重視の政策への転換が起こったことが見られるのである。

今後,より厳密な実証研究が必要であるが、日本経済の成功をもたらした秘密は供給サイドからの政策にあり、日本経済の失敗をもたらしたのは、需要サイドからのマクロ経済政策が行われるようになったためであると言えるのではないだろうか。

もちろん,1973年以降,(内需拡大などに対する外圧の下で)需要サイドからの政策を行わず,供給サイドからの効果的な政策が行えたかという疑問はあるが,人々の消費を間接的に促すような供給サイドからの政策,





例えば労働生産性を高めて労働時間を短縮させるような政策を行うことは可能であったかもしれないし、金融技術の開発を促すような政策によって、貿易黒字には直接現れないような形で、供給サイドの安定性と効率性を高めることが出来ていたら、金融自由化が一因と考えられる現在の様々な問題を回避することができたかもしれない。1973年以降、法人税の引き上げや租税特別措置の縮小などによって供給サイドがおろそかにされる一方で、財政支出の拡大や所得税減税などに歯止めがかけられなかったのは、やはり政策的失敗であったと考えられる。

大量の公債が累積している現在,21世紀においては,所得税減税や財政支出の拡大という需要サイドからのマクロ経済政策ではなく,供給サイドから租税政策の持つ誘因効果を通じて,生産の効率性を高め,需要を刺激していくという,これまでの日本のマクロ経済管理政策の基本に戻って,相対的に少ない支出で,より大きな効果を生み出す政策を考えていかなければならない。また,そのような民間経済活動を裏から支えるような政策

は、今後とも、外部性や不確実性の問題が経済活動に存在する限り、重要な政策として積極的に開発されていかなければならないのである。マクロ経済管理においても、大幅な発想の転換が求められているように思われる。

## 3.9 新しい経済活動と税制

20世紀の終わりに世界では経済活動に大きな影響を与えると考えられるいくつかの現象が起こった。まず、経済のグローバル化、その中でも特に資本取引のグローバル化が起こったことである。よく知られているように、資本取引の活発化は基本的には資源の有効利用を促すが、その一方で投機的な取引は市場の攪乱を引き起こし、特にバブルなどを発生させる場合には、一国経済に大きな爪痕を残すことになる。そこで、資本市場でギャンブルを行うことを食い止める一つの有効な手段として、資本取引に対して課税を行うべきであるという議論がアメリカの経済学者トービンなどによって提唱されてきた。

日本でも、資本利得に対する課税を補完する意味で有価証券取引に対する課税が行われてきたが、実はこれも一種のトービン税と考えられ、過度な資本取引を抑制する働きを持っていたと思われる。もちろん税率が高すぎる場合には、効率的な資本取引を阻害してしまうことになるが、このようなトービン税の税率を微調整することによって、資本市場の動きを間接的にコントロールすることが可能となるのであって、市場の失敗を補正するという役割を持つ税として、特に投機が行われやすい資本取引に対して再導入する意味はある。言うまでもなく、グローバル化された経済において、そのような資本取引に対する課税が有効に機能するためには、国際的協調が必要であり、困難な問題も多いと言えるが、世界経済の安定化のためにも、そのような協調を働きかけていくことは重要である。

また、コンピュータ技術の発展に伴い、インターネットを通じてのコミ

ュニケーションが発達し、インターネット取引が行われるようになったことも最近の重要な現象である。インターネット取引自身は、取引を単にインターネット上で行うものであり、通常の取引となんら変わるものではない。しかし、税制の視点から言えば、インターネット取引の問題の一つは、製品やサービスを提供する主体が店舗などを持つ必要がなく、個人でも比較的簡単に、しかも国境を超えて売買を行うことが可能であるため、取引を捕捉し適切な課税を行うことが困難になることである。特にコンピューター上での国際取引に関して税関などを設けることが困難であるために、国際商取引に関して課税を行うことが難しい。この問題を簡単に解決するような策は、今のところ無いようであるが、今後、同じ様な性格を持つ取引が増えることを予想するならば、問題は深刻である。

おそらく,この問題を解決する一つの仕組みとなりうるのが,納税者番号制であろう.インターネット取引に対する課税の難しさの一つが,個人間の取引であることを考えれば,個人に対する納税者としての認識番号を何らかの方法で,インターネットのシステムの中に取り込むことができれば,ある程度は,取引の捕捉は容易になるかもしれない.例えば,取引においては,プライバシーに関わるような取引の内容については情報として記載せず,取引者の認証番号と金額の情報のみを捕捉できるようにしておくという制度ならば,ある程度のコンセンサスを得られるかもしれない.そして,21世紀においては,このようなシステムを,申告および消費税のためのインボイスのコンピュータ処理化という流れの中に組み込んでいくことによって,所得税や消費税の公平性を高め,徴税コストを引き下げ,そして,個人の所得の把握を精緻化していくことができる可能性がある.

# 3.10 新しい国際関係と税制

アジアにおける新興国の発展とともに,21世紀の日本はアジア諸国と

の関連を深めていくだろう。税制面で言えば、これらの国々との税制上のハーモナイゼーションを進めて行かなければならないし、日本は、そのプロセスの中で、先発国として様々なイニシャティヴを取っていく必要があるだろう。特に、今後、近隣諸国との経済競争が高まれば、国と国の関係は、地方財政理論における地方政府間の競争のような状況を生み、高所得者を優遇するための累進税構造の緩和や法人税の引き下げ競争などの租税競争が起こってしまう可能性がある。また、環境問題などとの関連では、企業誘致のために、エネルギー消費に対する税率の引き下げ競争が起こることも十分考えられる。

このような租税競争は軍拡競争のようなものであり、結果的にどの国も 得をしないということが、理論的に明らかにされており、このような社会 経済の効率性を低めるような租税政策が取られないような協調が必要とな る. このような問題も含めたタックス・ハーモナイゼーションを進めてい くことが重要となる。今後とも税制に関する制度上の協調は世界の国々と 進めていく必要があることは間違いないが、地理的に近い関係にあるアジ ア諸国とは、制度上の協調だけではなく政策上の協調も行われることが重 要であると考えられるのである。

具体的には、まず上記の租税競争による有害な税引き下げ競争が起こることを阻止するような合意を考えることができるが(谷口(1998)などを参照のこと)、それ以外にも、協調によって各国が便益を得ると考えられるような政策がある。中でも、本稿で議論した『資本取引に対するトービン税タイプの課税』、『インターネット取引に対する課税』、あるいは、『納税者番号による財・サービス・金融の取引の把握』などにおいては、これまで指摘されてきたように国内のみならず海外との取引が重要となるため、持続的な国際協調が重要となってくる。

また、産業保護や食料自給の視点から21世紀においても用いられると

考えられる関税政策なども、政策的協調が行われなければ非効率的な貿易取引を生んでしまう可能性がある。さらに、税制の設計においても先発国としての日本での経験を情報として提供したり、他の国での試みを学んだり、アジア社会に共通する工夫(たとえば相互扶助を促すような税制上の工夫)に関して情報交換を行うことなども有意義である。このような協調によるメリットを考慮するならば、今後、極めて密接な経済関係を保つことになると考えられるアジア各国の税務当局と継続的な協調関係を保っていくことは重要となるだろう。

# 第4節 おわりに

現在の日本は住みやすい国土となっているだろうか. そして, 私たちの暮らしは本当に豊かなものとなっているだろうか. 都市部の混雑の問題や環境問題は, 高度成長期のそれと比べると, かなり改善されているが, それでも特に東京圏などの肥大化は, 長い通勤時間や空港などへのアクセスの長時間化あるいは子供達が自然に触れる機会の喪失などの問題を招いている. 一方で, 自然の豊かな農村部では過疎化が進み高齢者の比率が異常に高い地域が存在している. その意味では, 現在の日本を客観的に見た時に, 望ましい国土利用になっているとは言い難いように思われるし, 私たちの生活時間もまた人間らしい生活のために有効に用いられているとは言い難い.

21世紀において望ましい日本の社会経済構造を実現していくために行わなければならない改革は多い。その際、日本政府は何を目標として改革を進めていったらよいのだろうか。20世紀を振りかえりながら、日本人はあまりに『経済成長率』に踊らされていたのではないだろうかと感じる。それが低くなると慌てふためき、失業率などは国際的に見ても十分低いの

に(図 6)、大量の公債発行による財政運営を行い、成長率を押し上げようとしてきたところに一つの間違いがあったと思われる。特に人口減少が予想される 21 世紀においては、国民総生産などのマクロ経済指標を政策目標とすることは危険である

その意味では、21世紀の日本においては、我々日本人の経済成長観の 抜本的見直しが必要なのかもしれない。余暇時間や暮らしやすさなども考慮した人間的な豊かさという視点から、生産構造、地域構造、所得分配構造、人口・世帯構造、相互扶助の構造、あるいは、男女役割分担の構造といったものを、よりよいものにしていくことを政策目標とすべきだろう。

高い水準の長期債務,少子・高齢化,経済活動のグローバル化・スピード化に伴う政策運営の難しさ,環境問題,などなど,21世紀の日本が直面する問題はあまりに大きい.高齢化が深化する中で,そのような問題に上手く対処していくことはできるのだろうかという不安は大きい.しかし,21世紀を生きる日本の子供たちのためにも,やらなければならないだろう.英知を尽くし,最善を尽くして,改革をすすめていかなければならない.

- (1) 本稿は、平成11年度の大蔵省主税局調査課からの委託研究を基に、大幅な修正を行ったものである。本稿の初期の原稿に対して、主税局調査課の中村 稔氏、藤城眞氏、渡辺智之氏から詳細で貴重なコメントを頂くことができたことに、心から感謝の意を表したい。
- (2) 例えば、中央政府と地方政府の財政関係、政府の機能を補完してきた町内会、その他、戦後、改革されたにもかかわらず元に戻った制度など、現在の日本の社会・経済・財政の構造に関して、戦前と戦後の連続性を感じさせるものは多い
- (3) 例えば、これまで、限られた資源の下で、政府は自国企業と密接な協力関係を保ちながら、雇用や労働者の福祉に関する政策を押し進めることができた

と考えられる。また、今後、日本の優良な企業が世界に進出していくことで、ロイヤルティ等が日本に還元してくるばかりでなく、良質な財・サービスの供給あるいは技術移転といった面で『日本』が世界経済に貢献し得る重要な基礎となりうる。20世紀の日本で育ったそのような企業が、21世紀の国際社会で『日本』が影響力を持ち得る貴重な財産となることは間違いない。

- (4) 田近・油井 (1990) は、平均実行税率もまた 1974 年以降上昇傾向を示していること、および、この時期には資本蓄積率が低水準に留まっていたことを確認している。
- (5) このような政策は、しばしば、批判の対象となってきたが、基本的には、それまで蓄積してきた人的資本が予期せぬ経済構造の変化によって陳腐化してしまうことになった不運な人々に対して、その不運を和らげるという形で援助を行うという意味では、社会的な公正に叶うものであったといえる。しかしながら、そのような援助が、あまりにも長期間にわたって特定の産業に対して行われるならば、それは、真に必要な構造転換を阻止するばかりでなく、そのような援助を受けない人々に対して不公平になる。時限的な措置としてのみ正当化されるだろう。
- (6) もちろん、このような仮説を正しく検証するためには、交付税だけではなく、交付税を含む自治体の予算(1人当り)が人口の減少に対してどう変化するかを調べる必要がある。なお、戦後の地域間格差の動向については、谷沢(1992)の分析が興味深い。
- (7) 日本経済新聞 1999 年 8 月 15 日付けのインタヴュー記事の中で、中山間地に位置する熊本県小国町の宮崎暢俊町長は、次のように語っている。『所得を得る機会が失われるとか、医療・福祉を支えられなくなるとか、あるいは文化活動が維持できなくなるなどの、暮らしの基盤が崩壊してしまうようなことが起きなければ、人口が減ること自体、さほど深刻には受け止めていません。』このような発言は、これまで過疎地においては、国からの財政的な援助によって、暮らしの基盤が崩壊してしまうような危機感を抱くことがなかったので、人口減少が必ずしも真剣に受け止められていなかったということを示唆しているように思われる。また、このような過疎地では、これまでのような財政援助が行われる限り、人口減少を食い止めるような努力を行わないだろうということを意味しており、過疎地対策がさらなる過疎地化をもたらしてきたという可

能性を示すものであり、現在の制度が地方の自立を促すような制度とは程遠い 制度となっていることを示唆している。

- (8) 所得分配の構造についての推計は、データの特性上さまざまな問題があることが知られているが(例えば、寺崎(1993)などを参照のこと)、以下の定性的な結果に関しては、多くの研究でほぼ一致しているように思われる。
- (9) 経済企画庁 (1999) や大竹 (2000) などが示すように、この傾向は基本的には90年代も継続している。なお、不平等度の国際比較に関しては、橘木・八木 (1994)、橘木 (1998) などのように、現在、日本は最も不平等な国の一つであるという指摘もある一方、経済企画庁 (1999) のように先進国の中では中ぐらいであるという指摘もある。所得分配の国際比較に関しては、データの問題から、慎重でなければならないことが良く知られている。この問題に関しては、大石・伊藤 (1999) の分析がわかりやすい。
- (10) 現在, 生活保護を受けている 61 万世帯のうち, 高齢者の世帯は 43% を占めている。この指摘も含めて, 高齢者層の所得格差の問題については, 八代 (1999) も参照のこと。
- (11) 国立社会保障・人口問題研究所編(2000)などを参照のこと、
- (12) 制度的に『国民皆保険・年金』体制が実現したのは 1961 年であるが、老人医療の無料化、家族給付 7 割引き上げ、高額療養費制度の創設、年金額 2.5 倍の改定、物価スライド制等々によって、現在の公的年金・医療保険が確立したのは 1973 年のことであり、本稿では、その意味で 1973 年を公的年金・医療保険制度が確立した年と考える。
- (13) 高齢者福祉という視点から、家族と企業における相互扶助の問題を分析したものに、宮島(1992)がある。
- (14) データは、国民医療費が厚生省(1995)、高齢化率および老人同居率が厚 生省人口問題研究所(1994)による。
- (15) 式中の括弧内の数字はt値、 $\bar{R}^2$ は自由度修正済み決定係数である.
- (16) 保育所運営費用の高さについては、山重(2001)なども参照のこと.
- (17) 例えば、安達(1998)の調査によれば、東京においても、町会や町会連合会に対して、かなりの額の補助金が支出されているという。例えば、台東区では9440万円(1995年)、足立区では6313万円(1996年)、文京区では2100万円(1994年)などとなっている。

- (18) 例えば、阪神大震災の時に自発的に行われたボランティア活動や寄付行為 に対して、素早く税制面での支援(寄付控除など)が行われるようになれば、 そのような対応を予想して、緊急時の国民の間での相互扶助が素早く行われる ようになると考えられる。
- (19) この問題に関しては、山内(1997)などを参照のこと、
- (20) 女性の労働力率は 20 世紀を通じて 50 パーセント前後の水準で一定であった。ただし、年齢層ごとに見た労働力率では、10 代の労働力率が大きく減少し、20 代の労働力率が上昇してきており、役割分担の構造には緩やかではあるが確実な変化が見られる。詳しくは、国立社会保障・人口問題研究所編(2000)を参照のこと。
- (21) 1987年の税制改革で、配偶者の労働供給に関しての所謂『100万円の壁』をなくすように配偶者特別控除が設けられ、税制上は女性が家事のみを行うという役割分担を引き起こすことはなくなったと考えられている。しかし、配偶者特別控除は、(家計所得を考える場合には)それが適用される範囲において配偶者の賃金に対する課税となっており、配偶者の労働供給行動に歪みを与える。また、古郡(1998)が指摘するように、課税単位が個人である場合には、配偶者の所得が非課税限度額を超える場合に配偶者手当が打ち切られるということが行われやすく、再び100万円の壁が発生してしまうことになりやすい。その意味で、個人を課税単位として、配偶者控除などを通して世帯間の公平性をはかる方法は、配偶者の労働供給行動に歪みを与え、(既存の社会規範の下で)男女の役割分担の在り方に歪みを与える可能性が高いと言える。
- (22) 1989年に導入された消費税は、(公平性の視点からは)そのような「国民が一律に支払う税」として理解できるだろう。その意味では、今後、消費税率を引き上げることによって、低所得者にも相応の負担を担ってもらうことも考えられるが、この場合、所得に応じた課税を行うことができない消費税では、所得が極度に低い人にも、同じ率での負担を担ってもらうことになり、公平性の視点からは、必ずしも望ましいとは言えないように思われる。やはり、課税最低限を引き下げることによって、それなりの所得のある人にはそれなりの負担をしてもらう方が望ましいように思われる。
- (23) 日本租税理論学会(1994)を参照のこと.
- (24) 林・今井・金澤編(2001, p. 92)の図などを参照のこと.

- (25) 今後, 課税最低限と生活保護制度は, 可能な限り連続性が保たれるように, 調整すべきであろう. ここに大きなギャップが生じると, 生活保護受給者の労働意欲を阻害する可能性が高いからである. すなわち, 効率性の視点からも, 課税最低限を見直すことは重要であるように思われる.
- (26) 1994 年度の税制改革により、定額控除が5000万円、法定相続人比例控除が1000万円に引き上げられた。個人の間の公平性を考えた時、(最も極端なケースであるが)全く相続を受けずに生きていく人と6000万円の資産を貰って生きていく人の間で全く再分配が行われないという社会というのは、大きな機会の不平等に対して見て見ぬふりをする社会であり、公正な社会とは言い難い。
- (27) このような税制は、戦略的には、かつての長男に対する相続への軽減税率と同じである。しかし、ここでは、長男という固定された属性ではなく、親の面倒を見るという行為に対する軽減措置であり、決して差別的なものではない。
- (28) 所得捕捉の問題については、貝塚 (1973)、石 (1981)、奥野、他 (1992) などを参照のこと。なお、消費税の比重をあげることで所得捕捉に関する不満を減らすことができるという議論が行われることがあるが、所得税や資産税などを完全に無くすというのでなければ、個人の金銭的情報についてはやはり正しく捕捉する必要性があるはずである。納税者番号制に関する論文は多いが、比較的最近の論文として中里 (1998) や増井 (1999) などを参照のこと
- (29) 二分二乗方式との対比で現在の配偶者控除の問題を考えれば、配偶者控除を超える所得に関して、配偶者の貢献が計算されずに、高い税率に直面してしまうということである。課税単位の問題に関しては、大田(1994, 1997)などを参照のこと。
- (30) ついでに言えば、私は、国内企業が海外に流出すること自身は、むしろ望ましい側面を持っていると考える。特に、移民政策との関連で、外国の労働者が高い賃金を目指して、日本に来て異質な文化の中で生活していくよりは、家族の近くで自分の育った国で仕事をする方が、望ましいだろう。その意味では、日本企業の海外流出は大きな国際貢献であるし、そこで得られた利潤が国内に環流することによって、日本も豊かになる。また、今後、少子化で労働力不足が懸念されているし、二酸化炭素の削減も行っていかなければならないのであって、長期的には、空洞化は望ましい側面も多いと考えられるのである。
- (31) 石田(1997), 西野(1997, 1998), 田近(1999) などを参照のこと.

- (32) なお、付加価値に対して課税するのであれば、消費税を導入すればよいという議論も考えられるが、ある地域で生産されたものが、他の地域で消費されるということが国内では頻繁に行われるので、地方公共財を賄うための財源として考える時には、企業の付加価値に対する課税と消費税タイプの付加価値税は異なるものである。差異は税収がどの地域に帰着するかという点に発生する.
- (33) 1945年の地方歳入比率は筆者の推計に基づく.
- (34) この辺りの事情については、神野(1995)が詳しい.
- (35) この点に関しては、山重(1999)なども参照のこと.
- (36) 日本における租税特別措置の包括的な研究は和田(1992)によって試みられている。しかし、その経済的な効果についての充分な検証が行われているとは言えないようであり、今後の研究課題のひとつであると考えられる。
- (37) この点に関しては Garon (1997) の分析が興味深い. 山重 (1998) も参照 のこと
- (38) 二酸化炭素の排出を減らす仕組みとしては、税ではなく、国内での排出権取引による削減方法が考えられる。今後、国際的な排出権取引が本格化すれば、当然、国内でも排出権の市場を育成していくことは視野に入れていかなければならないだろうし、むしろ先取りして、国内でも排出権の市場が上手く機能する仕組みを積極的に導入していく必要性がある。ただし、一般に環境汚染物質に関しては、モニタリング・コストが非常に大きいため、排出権取引市場が効率的に機能しないと考えられるケースも多い。その意味では、税制を通じて環境問題を解決していかなければならない可能性は高いと思われる。
- (39) このようにエネルギー消費に対する税からの収入を、環境問題を解決するための財源として用いるという形で目的税化することには異論があるかもしれない。しかしながら、ここでの課税の意図が、環境汚染という外部性の内部化にある以上、税収がその目的(ここでは社会的外部不経済を減らすこと)のために用いられることは、環境税の趣旨に適合するものであり、そのような税を支払わなければならない人々の合意を得られやすいと考えられる。なお、日本では、ガソリン税を始めとするエネルギー(資源)に対する税の多くが、道路整備などの目的のために用いられるという『目的税』であったが、これは、道路などの社会資本に対する外部不経済(被害)を及ぼす行為に対して課される税であり、やはり、一種のピグー税であったとも考えられる。現在、車の運転

が環境に与える影響も外部不経済であるということが認識されるようになったと考えられるので、追加的に環境税を課すことは正当化されるだろう。ただし、目的税に関しては、ひとたび制度化されると、その財源が非効率的な活動に用いられてしまうという問題が発生しやすい(例えば非効率的な道路整備など)ので、その税率あるいは存在自身については、社会・経済環境の変化に応じて調整できるように、一種の特別措置として行う方が望ましいかもしれない。

- (40) その際、環境を社会資本と捉えるならば、それが破壊または磨耗していく 部分に関しては、我々が自分達の税金を用いて補修していくべきであるが、それを改善してくような政策に関しては、将来世代も便益を得られるものであり、 建設国債などを利用して資金調達することも考えて良いかもしれない.
- (41) これは、例えばアメリカなどで、政策の重点が需要サイドから供給サイド へと移行してきたことによって現在の成功がもたらされたと考えられることと 対照的である。租税特別措置などの政策が、日本の供給サイドの改善に与えた 影響に関しては、疑問も投げ掛けられており (小宮 (1967))、今後、法人に対 する税の減税および増税が日本の生産構造に与えた影響について、より厳密に 研究していく必要性がある。
- (42) この難しい問題については、渡辺(1998, 2001)や大塚(1998)なども参 昭のこと。
- (43) 言うまでもなく、このようにして流入する膨大な情報を効率的に処理できるようなシステムも開発されなければならない。おそらく、大幅な非整合性の発生するケースのみをはじき出し、そのチェックを行うというのが実際的なシステムとなるだろう。
- (44) ひとつの考え方として、生産性の低い地方に対する公共投資は無駄であり、生産性の低い地域は徐々に衰退させていくべきであるという議論もありうる。限られた資源の有効利用を考えるならば、日本中のすべての地域を開発していくという訳にはいかないが、現時点では、まだ公的資本投資を行うことによって、生産性が今後上昇し、望ましい国土利用が促進されると考えられる地域は少なくないと考えられる。例えば、全国に新幹線網を整備することは望ましいとは決して思わないが、1980年代に整備新幹線が、徐々に、しかし確実に整備されていったとしたら、一極集中やバブル経済の発生といった問題が起こる可能性を低めて、国土の有効利用を促進する要因になりえたと考えられる。も

ちろん財源の問題はあるが、1992年以降、現世代の消費のためにばらまかれた所得税減税とその結果累積した赤字公債の規模の大きさを考えれば、それが、整備新幹線の建設や通信インフラの整備に用いられていたならば、と思わずにはいられない。今後ますます財源調達は困難となるが、長期的な視野に立ち、時間をかけて国土開発を行っていくことが、21世紀に生きる子供たちのために必要なことであるように思われる。

## 参考文献

- 安達智則(1998)『市民による行政改革——自治体調査と予算分析の手引き——』 勁草書房
- Asian Development Bank (1996) Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries, Oxford University Press: Manila
- Cigno, A. (1991) *Economics of the Family*, Oxford University Press: Cambridge (田中敬文・駒村康平訳『家族の経済学』1997 年, 多賀出版).
- 深谷昌弘(1975)「社会保障と家族規模(I),(II)」『季刊社会保障研究』第10巻, 第2号,第3号
- 古川卓萬(1995)『地方交付税制度の研究』敬文堂
- 古郡鞆子(1999)『非正規労働の経済分析』東洋経済新報社
- Garon, S. (1997) Molding Japanese Minds: The State in Everyday Life, Princeton University Press: Princeton
- 法務省(2000)『犯罪白書』大蔵省印刷局
- 林宏明(1995)『租税政策の計量分析――家計間・地域間の負担配分――』日本 評論社
- 林健久・今井勝人・金澤史男 編(2001)『日本財政要覧(第5版)』東京大学出版会
- 本間正義 (1995) 「農業保護政策と弱者問題」八田達夫・八代尚宏 編『シリーズ 現代経済研究 10: 「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社
- 石弘光(1981)「課税所得捕捉率の業種間格差」『季刊現代経済』第 42 号, pp. 72-83
- Ishi, H. (1993) The Japanese Tax System (Second Edition), Clarendon Press;
  Oxford

- ..... (2001) The Japanese Tax System (Third Edition), Oxford University Press; Oxford
- 石田直裕(1997)「事業税の外形標準課税をめぐる諸問題」『租税研究』1月号 pp. 33-50
- 自治大臣官房地域政策室 編(1972)『行政投資実績』財団法人地方財務協会
- …… (1998) 『行政投資』 財団法人地方財務協会
- 神野直彦(1995)「「日本型」税・財政システム」岡崎哲二・奥野正寛 編『現代 日本経済システムの源流 6』日本経済新聞社
- 貝塚啓明(1973)「所得税制のタックス・ベース」林健久・貝塚啓明 編『日本の 財政』東京大学出版会
- 経済企画庁編(1999)『新国民生活指標(平成11年度)』大蔵省印刷局
- …… (2000) 『国民経済計算年報』 大蔵省印刷局
- 経済企画庁総合計画局編(1998)『日本の社会資本――21 世紀へのストック ――』東洋経済新報社
- 国立社会保障・人口問題研究所編(2000)『人口の動向:日本と世界――人口統計資料集2000――』厚生統計協会
- 小宮隆太郎(1967)「戦後日本の税制と資本蓄積」『経済学論集』第32巻 第3号, pp. 10-35
- 厚生省(1995)『国民医療費』厚生省
- 厚生省人口問題研究所編(1994)『人口の動向:日本と世界――人口統計資料集 1994――』厚生統計協会
- 増井良啓(1999)「納税者番号制導入の可否――論点の整理」『税研』第 14 巻 83 号,pp. 32-38
- 南亮進・K. S. Kim・谷沢弘毅 (1993) 「所得分布の長期変動――推計と分析 ――」『経済研究』第 44 巻 4 号, pp. 351-373
- Minami, R. and W. Jiang (1997) "Income Distribution and Sociopolitical Transformations in Japan," 『経済研究』第 48 巻 2 号, pp. 97-112
- 宮島洋(1992)『高齢化時代の社会経済学――家族・企業・政府』岩波書店
- 内閣府経済社会総合研究所編(2001)『経済要覧』財務省印刷局
- 中川剛(1980)『町内会』中公新書
- 中里実(1995)「家庭と租税制度 | 『ジュリスト』第 1059 巻、pp. 31-36

- …… (1998)「サイバノミクスの時代の納税者番号制度」『税研』第 13 巻 77 号, pp. 69-74
- NHK 放送文化研究所世論調査部(1995)『生活時間の国際比較』大空社
- 日本租税理論学会編(1994)『課税最低限』谷沢書房
- 西野万里(1997)「事業税の外形標準課税問題の研究」『租税研究』1 月号 pp. 33-50
- ····· (1998)「事業税外形標準化の背景と論点」『税研』第 14 巻 80 号,pp. 14-19
- OECD (1999) National Accounts: Main Aggregates, Vol. I (1960-1998)}, OECD: Paris
- 大石亜希子・伊藤由樹子(1999)「所得分配の見方と統計上の問題点」『日本経済 研究センター会報』7月号、pp. 40-45
- 大川一司·高松信清·山本有造(1974)『長期経済統計1 国民所得』東洋経済新報社
- 大田弘子(1994)「女性の変化と税制」野口悠紀雄編『シリーズ現代経済研究 8:税制改革の新設計』日本経済新聞社
- ····· (1997)「女性と税制」『税研』第45巻5号、pp. 9-13
- 大竹文雄 (1997)「1980 年代の所得・資産分布」『季刊理論経済学』第 13 巻 76 号, pp. 385-402
- ····· (2000)「90 年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』7月号, pp. 2-11
- 大塚哲男(1998)「電子商取引実用化への課税上の問題点」『税研』1月号 pp. 47-51
- 大蔵省(1982, 1994, 1999)『財政金融統計月報』第 364 号, 第 504 号, 第 564 号 佐藤進・宮島洋(1990)『戦後税制史』 税務経理協会
- 参議院予算委員会調査室(2001)『平成13年度 財政関係資料集』大蔵省印刷局総務庁統計局(1997)『住民基本台帳人口移動報告総合報告書――昭和29年――平成7年』日本統計協会
- 総務省編(2001)『地方財政白書』財務省印刷局
- Sundstöm, G. (1994) "Care by Families: An Overview of Trends," in OECD, Caring for Frail Elderly People: New Directions in Care, OECD: Paris
- 橘木俊詔(1998)『日本の経済格差――所得と資産から考える』岩波書店

- 橘木俊詔・八木匡(1994)「所得分配の現状と最近の推移」,石川経夫編『日本 の所得と富の分配』第1章、東京大学出版会
- 田近栄治(1999)「法人事業税の外形標準化――加算法付加価値税はなぜ望ましくないか――」石弘光・田近栄治・蓼沼宏―・山重慎二編『国と地方の役割分担――税制と社会保障を中心として――』(科学研究費補助金研究成果報告書) pp. 57-70
- 田近栄治・油井雄二 (1990)「税制と設備投資:平均実行税率、資本収益率、投資行動の日米比較」『フィナンシャル・レヴュー』12月号、pp. 121-161
- 谷口和繁(1998)「有害な税の競争(Harmful Tax Competition)——OECD 租税委員会報告書の解説——」『租税研究』10月号 pp. 48-56
- 谷沢弘毅(1992)「戦後日本の地域間格差の動向」『経済研究』第43巻2号, pp. 133-148
- 谷沢弘毅・南亮進(1993)「補論:第2次大戦直後における所得分布の平等化要因――高額所得者をめぐる環境変化とその評価――」『経済研究』第44巻4号, pp. 365-373
- 寺崎康博(1993)「日本における所得分布の計測」『日本統計学会誌』第 22 巻 3 号,pp. 599-612
- United Nations (1995), World Population Prospects: The 1994 Revision, United Nations: New York
- Vogel, E. F. (1979) Japan as Number One: Lessons for America, Harvard University Press, Cambridge, Mass.
- 渡辺智之(1997)「電子商取引に対する課税のあり方について――OECD における検討状況を中心に」『租税研究』1月号 pp. 33-50
- …… (2001)『インターネットと課税システム』東洋経済新報社
- 山重慎二 (1997)「現代社会における政府の役割」『一橋論叢』第 117 巻第 4 号, pp. 21-36
- ……(1998)「家族および地域共同体の機能と政府の役割——日本型福祉社会の 経済学的分析」『一橋論叢』第 120 巻第 6 号 , pp. 38-62
- ……(1999)「所得再分配に関する国と地方の役割分担」石弘光・田近栄治・蓼沼宏一・山重慎二編『国と地方の役割分担——税制と社会保障を中心として——』(科学研究費補助金研究成果報告書) pp. 21-44

- ····· (2001)「日本の保育所政策の現状と課題」『一橋論叢』第 125 巻第 6 号, pp. 69-86
- 山内直人 (1997)『ノンプロフィット・エコノミー: NPO とフィランソロピーの 経済学』日本評論社
- 八代尚宏(1999)『少子・高齢化の経済学――市場重視の構造改革――』東洋経済
- 湯沢雍彦 (1995)『図説 家族問題の現在』NHKブックス
- 和田八束(1992)『和税特別措置――歴史と構造――』有斐閣